平成21年度

年間活動・研究報告

全国連合退職校長会

目　　次

はじめに　　会長　廣瀬　久

Ⅰ．総務部の活動……総務部　1

＜要　点＞

○本部組織を見直し、新役員・新組織で活動を展開した。

○各種会議を企画運営し、連絡調整に当った。

○新政権への対応ほか総務部として活動した主な内容を列挙した。

Ⅱ．教育振興部の活動について……教育振興部　4

＜要　点＞

○「教育憲章(案)」の改訂について検討し、成案を得た。

○「家庭の教育上の役割と責任」について検討した。

○「教育の日」の制定状況と事業の充実についてアンケートを実施した。

Ⅲ．高齢者・死亡者の叙勲について……福利厚生部　16

＜要　点＞

○関係省庁への要望活動、米寿者・上寿者の調査結果を報告した。

○春秋叙勲の受章者数の調査、高齢者・死亡叙勲の取り扱い方の調査と申請方法を掲載した。

Ⅳ．会報部の活動……会報部　20

＜要　点＞

○今年度の会報編集への配慮と、主な内容について述べた。

Ⅴ．会計部の活動……会計部　20

＜要　点＞

○組織の基盤強化のために「財務状況健全化検討会議」を立ち上げ、健全財政への布石を図った。また、一層の経費節減のための努力をした。

Ⅵ．多年の経験と知識を地域社会に活かす……生涯学習委員会　21

＜要　点＞

○各県の退職校長会を通じて全国会員の生涯学習活動等の情報提供を依頼した。情報提供から、３つの事例を掲載した。

Ⅶ．これからの学校の在り方について……教育課題委員会　26

＜要　点＞

○当面の教育課題を整理し、今年度は「教育振興基本計画」と「学校と教育行政の関わり」について現状や課題を討議し要旨を報告した。

Ⅷ．事業委員会の活動……事業委員会　34

＜要　点＞

○出版事業として、「生きる力を育てる教育の肝所（コッ）」の出版と頒布、次期出版物の企画と編集・出版の進行計画、さらに研修事業として全国アンケートの集計分析の概要を報告した。

事　務　局……　35

編 集 後 記……　35

は じ め に

全国連合退職校長会
会 長　廣 瀬　　久

昨年８月、衆議院議員選挙により政権が交代し、民主党を中心とする鳩山内閣が誕生しました。新政権は政治主導の方針で、大臣・副大臣・政務官の政務三役を重視し、行政刷新会議が行った「事業仕分け」をはじめ、地球環境の保全を目指した数値目標の世界に向けての発信等、様々な方策が打ち出されています。

一方、沖縄の米軍基地に係わる課題、経済の不況や失業者の増加に伴う諸問題、献金問題や政治資金を巡る問題等、国会の抱える課題が山積し、国政の行方を見守らざるを得ない状況にあります。

全国連合退職校長会（略称　全連退）は、政権交代に動ずることなく、本会の目的、綱領の理念に基づき、総会で承認を得た本年度の「目標」や「事業計画」等を変更せずに各部・委員会の事業活動の推進に努め、今日に至っております。この間の諸事業の展開、動向等は「会報」「全連退情報」でお知らせしている通りです。

さて、本年度も「年間活動・研究報告」をまとめ、会員の皆様にご覧頂くことになりました。部会・委員会が統合されたこともあって教育振興部と教育課題委員会に比較的多くのページを割り当て編集しました。年間活動の概要は、総務部の報告でご理解頂きたいと思います。

各部・委員会では、部長・委員長を中心に部員・委員が献身的な努力を重ね、研究や活動を行い、相互の連携を図りながら事業の推進に尽力してきたことは誠に力強く感じている次第です。新政権への対応については、要望、意見具申、陳情等の方策を研究し、本会の意図を的確に伝え、回答が得られるよう努力していきたいと考えます。

本会の活動は、本部だけでできるものではありません。本当に実りあるものにするためには、各都道府県の退職校長会は勿論、会員一人一人のご理解とそれぞれの立場でのご協力を欠くことはできません。

本部と会員の皆様方お一人一人を結ぶ絆は、各都道府県の退職校長会の手を煩わし、集金して頂いている会員一人当たり400円の会費の中で、年間４回発行する「会報」と、この「年間活動・研究報告」のみです。どうぞ、これからも各都道府県退職校長会や市町村段階（支部）、そして会員各位の活動や研究に資して頂きたいと願うものであります。

また、この「年間活動・研究報告」に対するご意見やご感想、活用事例等をお寄せ頂き、会員の連帯の絆を強め、活動がより充実するようご協力をお願いする次第です。

Ⅰ　総務部の活動

総務部長　**入　子　祐　三**

1　本部組織の見直し

全国連合退職校長会は何をすべきか。全連退でなければできない事業活動は何か。広げ過ぎてきた間口を見直し、焦点を絞って綱領の実現を図りたいという廣瀬 久会長のもとに新役員が結束し活動した。

先ず、会則を見直し、５部（総務部、教育振興部、福利厚生部、会報部、会計部）３特別委員会（生涯学習委員会、教育課題委員会、事業委員会）として、細則・内規を整備して活動をした。

※　会則、細則、内規等の保存版を作成し事務局に保管した。

2　新役員・新組織でスタート（平成21～22年度）

〈会　長〉廣　瀬　　久

〈副会長会〉
〈地区連絡協議会 会長〉

東　京	太田	秀（東京）
北海道	平間	吉春（北海道）
東　北	小嶋	久人（岩手）
関東甲信越	大山	睦（茨城）
東海北陸	飯田	宗映（富山）
近　畿	浅田	弘（兵庫）
中　国	佐藤	博文（岡山）
四　国	橋本	正範（香川）
九　州	中村	貞夫（熊本）

〈理事会〉・〈事務局長会〉
各都道府県(団体) 理事　　各都道府県(団体)事務局長

（青森）（宮城）（秋田）（山形）（福島）
（栃木）（群馬）（埼玉）（千葉）
（東京）（神奈川）（山梨）（長野）（新潟）
（石川）（福井）（岐阜）（静岡）（愛知）（三重）
（滋賀）（京都）（大阪）（奈良）（和歌山）
（鳥取）（島根）（広島）（山口）
（徳島）（愛媛）（高知）
（福岡）（佐賀）（長崎）（大分）（宮崎）（鹿児島）（沖縄）

〈常任理事会〉（常任理事）

〈副会長〉	太田	秀（東　京）
〈　〃　〉	大山	睦（茨　城）
〈会報担〉	冨岡	健（茨　城）
〈事業担〉	黒須	健児（栃　木）
〈生涯担〉	関口	宗男（群　馬）
〈総務担〉	大場	進（埼　玉）
〈教振担〉	西村	堯（千　葉）
〈教課担〉	内田	敦夫（神奈川）
〈会計担〉	水野	文俊（新　潟）
〈教振担〉	高橋	基（長　野）
〈福利担〉	樋口	光雄（山　梨）

〈部長会〉（部長・委員長・常任理事）

総　務　部	入子　祐三、戸張　敦雄、野口　玲子	
教育振興部	大野　幸男（総）	
福利厚生部	前田　徹	野口　玲子（調連）
会　報　部	村山　忠幸	戸張　敦雄（調連）
会　計　部	白石　裕一（総）	
生涯学習委員会	岡野　仁司	木山　髙美（調連）
教育課題委員会	田中　昭光（総）	
事業委員会	木山　髙美（総）	

※（総）　総務部兼務
（調連）組織間の調整連絡

〈監事〉　佐藤　重義（秋田県）　齋藤　昭次（東京都）　沖中　忠男（三重県）

※ 本部組織の関連図（検討中）　　※「全国連合退職校長会の概要」作成発行

3　平成21年度主な本部行事の日程の決定、企画運営

21．4．22	平成20年度会計監査	21．9．8	第３回常任理事会
21．5．1	第１回常任理事会	21．10．6	第２回理事会
21．6．9～10	理事会・総会	21．11．18	都退職校長会との懇談会
21．6．22	部員・委員連絡会	21．11．24	第４回常任理事会
21．7．7～8	第２回常任理事会	22．1．26	第５回常任理事会
21．8．3～4	第１回副会長会	22．2．23～24	第２回副会長会

4　理事会・総会の企画・運営

○理事会・総会要項の作成
○目標、宣言・決議文案の作成
○理事会・総会の企画運営
○年度内実施の調査・依頼事項の集約
○司会・進行　その他諸準備
○副会長の役割分担案の作成
○理事会総会、会場設営・受付等諸係割当
○感謝状贈呈者名簿の作成
○理事懇親会の運営

5　全国幼小中高・特別支援校園長会との懇談会、主な懇談内容

⑴　全国国公立幼稚園長会（会長・岡上　直子）
・免許更新講習の充実。　・預かり保育実施のための職員配置。
・幼小の接続のための合同研修。

⑵　全国連合小学校長会（会長　向山　行雄）
・子どもと向き合う時間を確保するための条件整備。
・魅力ある校長像と処遇改善。
・新教育課程実施の条件整備。

⑶　全日本中学校長会（会長　岩瀬　正司）
・教職調整額について。　・新学習指導要領移行への条件整備。（人的措置）
・教員免許講習の在り方。

⑷　全国高等学校長協会（会長　戸谷　健司）
・高大接続問題。　・学習評価に観点別評価を導入する問題。　・教員の多忙化。

⑸　全国特別支援学校長会（会長　岩井　雄一）
・教職員の定数改善。　・知的特別支援校の児童生徒増による教室・学校不足。
・複数種別校の大規模化。

6　中央省庁との連絡及び講師の選任

⑴　総会・講師の選任依頼　関西学院大学教授　横山　利弘先生。（会報参照）
⑵　部員・委員連絡会の講師依頼　文部科学省初等中等教育局企画課長　常盤　豊氏。
⑶　文部科学省初等中等教育局長　金森　越哉氏との定例懇談会。（会報参照）
⑷　銭谷　眞美文部科学事務次官　退任に当り挨拶。
⑸　坂田　東一文部科学事務次官　就任表敬訪問。
⑹　副会長がそろって文部科学大臣あて『要望書』を初等中等教育局財務課長　高橋道和氏に提出、あわせて厚生労働大臣・総務大臣にも「要望書」提出。
⑺　文部科学省「平成22年度　概算要求」説明会に参加。
⑻　文部科学省政務三役に、教育関係23団体の一員として「要請大会」へ臨席のお礼。
⑼　民主党参議院議員会長・民主党副幹事長　輿石　東氏を表敬訪問。要請書提出。

7　「あなたの子育て６つのめやす」の増刷

一部修正の上、増刷を決定した。活用促進を関係団体に働きかける。

8　『全連退情報（第71号～第82号）』の発行及びホーム・ページの整備

「本部の主な行事予定」「本部が調査した実態の分析結果」「22年度予算要望」「事業仕分け作業に対する意見等の送信」などの情報（4300部）を速やかに各県に流した。

9　会員増強・組織拡大充実策の検討

平成21年度までの取り組みは、一定の評価はできる。とりわけ『入会へのお誘い「七つの努力」』が活用され会員の増加がみられた。なお継続して実行する必要を確認した。加入率優良団体への感謝状については見直し、会員数の維持・増加に努めている団体に対して表彰状を贈る方式に改めることを検討した。

10　財務状況健全化検討会議

組織を支え、円滑な活動を推進するためには、財務状況の健全化を図らなければならない。収支状況を見直して対策を講ずる検討会議をもった。

11　「年間活動・研究報告」の編集・発行

各部・委員会の事業活動の成果を報告した。（Ｂ５判38頁構成で編集）

12　「日本の教育、全連退の事業・活動に関する調査」の実施

各都道府県会長の意見を集約し、その結果を次年度の全連退の「目標」「宣言・決議」の文案作成に反映させた。

13　各種会議の企画・運営

⑴　部長会の運営

司会・記録の係を輪番制にし、各部・委員会の報告事項を確認、当面する課題についての意見交換・協議に重点をおいた運営を行った。

⑵　常任理事会・副会長会・理事会等の運営

日程、協議内容を事前に知らせ、効率良くかつ充実した会議にするよう進行・運営に努めた。

14　新政権への対応

⑴　「教職員の定数改善及び少人数学級の実現を求める」要請活動（教育関係23団体）全国集会に主催者団体として参加（21.11.4）

⑵　行政刷新会議「事業仕分け」対象事業（文部科学省関係）に対する意見の送信

副会長及び各都道府県退職校長会長の名において「事業仕分け」に対する意見要望を送信するよう依頼した。

⑶　本部からの意見具申（６項目）

①　子どもの読書活動の推進、「廃止」の評決は遺憾である。再検討して欲しい。

②　教員免許状の取得を、国家試験制度にして欲しい。

③　人格形成の根幹にかかわる道徳教育の充実は重要な課題であり、本事業予算の縮減をすべきでない。

④　義務教育費国庫負担の割合を1/2に戻すべきである。さらに全額国庫負担を目指した努力を期待する。

⑤　民主党政策集「INDEX 2009」の通り、教育への公財政支出の対GDP比を５％以上にして欲しい。

⑥　教職員の定数改善及び少人数学級の実現を図って欲しい。

15　平成22年度の本部行事の日程の検討　会場予約等の手続きを進めた。

部員：大場　　進(埼玉県)　　大野　幸男　　木山　高美　　白石　裕一
　　田中　昭光　　戸張　敦雄　　野口　玲子

Ⅱ　教育振興部の活動について

教育振興部長　　大　野　幸　男

本年度の研究活動について

本年度は、全連退の組織改正が行われ、前年度までの「教育振興対策部」と「教育の日推進委員会」が統合され、新たに「教育振興部」が設置された。従って、従来の部と委員会の二つの事業が、今年度の教育振興部の活動内容となり、次の三つの柱が設定された。

1 「教育憲章（案）」の改訂について

昭和56年に教育憲章制定に関する全国世論調査（教育憲章制定推進委員会）が実施された。その趣旨は「教育の大本としての教育基本法は尊重されなければならないが、その高尚な理念を国民の身近な教育実践規範として、新たに明示する必要がある。真に国民的自覚を促すに足る教育指標の確立を目指して［日本教育憲章］を制定したい。」にある。

その後、全連退としても、この趣旨を受けて、教育基本法の改正作業の進捗状況に合わせ意見具申をし、特に補則の中に「教育憲章を制定する」旨の文言を入れるよう求め、その制定を促進する意味で、先行し平成12年に初めて「教育憲章（案）」を提示し、修正を加えて、今日までの成案をみたのである。その後平成18年に新教育基本法の制定をみたが、残念ながら補則に「教育憲章」の表記はなかった。

しかし、我々は、前述の趣旨から教育憲章の必要性を重視し、この度、各都道府県退職校長会のご協力を得て従来の「教育憲章（案）」を見直し、新教育基本法の精神を踏まえ、教育振興の理念及び具体的な指針として、「全連退教育憲章」の改訂をみたのである。

2　家庭の教育上の役割と責任について

平成18年の教育基本法の改正で、第10条（家庭教育）「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」が規定され、家庭における教育上の責任が明らかになった。

この条文は、親（保護者）の指導力の欠如、家族の凝集性の希薄化などから生じる家庭の教育力の低下に着目し、家庭教育の重要性を明文化したきわめて重要な規定であるが、基本的・包括的であって、その内容を具体化する必要性がある。全連退では、その趣旨を文部科学省に要望してきたところである。

こうした考えのもとに、今年度は、「家庭の教育上の役割と責任」について追究することとし、改めて「家庭の機能」に視点をあてることを通して、昨年度にまとめた「親（保護者）が育成すべき資質・能力・態度６項目」の検討、改善を行った。

3 「教育の日」の制定状況と事業の充実について

平成８年に全連退として「教育の日」の制定を呼びかけてから10年を超え、全国に制定の輪が広がったことは各都道府県退職校長会のご努力に負うところが大きく感謝したい。

今年度は、各県のその後の制定状況、及び教育の日に関する効果的な諸事業あるいはネックとなっている事情を調査するとともに、教育の日の事業に関わる予算の状況を調査した。この結果、各県における困難な状況が垣間見られたが、たいへん充実したところもあり、制定推進はもとより事業活動にも格差が生じていることが分かった。

今後も、広く国民の間に「教育尊重の気運を高め、国民挙って教育の振興を期する日」としての意義のもとに、各都道府県退職校長会のご協力を得て、地道に制定推進と事業の充実を目指し、さらには、国としての「教育の日」制定に向けて努力していきたい。

1 「教育憲章（案)」の改訂について

世界情勢の変化や国民の教育に対する期待・熱望に応えるため教育基本法の改正もなされ、教育百年の計を図ろうとしている今日、全連退では、各都道府県退職校長会のご意見をもとに教育振興部、部長会、常任理事会の協議を経て、日本の教育推進の指針としての「教育憲章（案)」の見直しを行い、次のように改訂した。

全国連合退職校長会教育憲章

われわれは、教育基本法の精神を踏まえ、日本の教育推進の指針として、この憲章を定める。

日本の教育は、個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を重んじ、日本人としての自覚と誇りをもち、世界の平和と豊かな文化の創造、人類の福祉に貢献できる心身ともに健康で主体性のある国民の育成を期するものである。

そのために、われわれは、以下に具体的な目標を掲げ、人間育成の具現化に努める。

1　人間尊重の精神にのっとり、一人一人が自他を大切にし、心身ともにたくましく生きる力をもつ。
2　日本の自然を愛護し、豊かな情操を培うとともに、地球環境の保全に尽くす。
3　わが国がはぐくんできた文化や伝統を尊重し、他国の文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。
4　日本の美しいことばを大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を培う。
5　誠実さや勤勉さを大切にし、勤労の意義と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びをもつ。
6　生涯にわたり、向学心に燃え、真理を求め、創造性豊かに主体的に生きぬく力をもつ。
7　和の精神と思いやりの心をもち、温かな家庭と心の通い合う地域社会の形成に努める。
8　善悪の判断を正しく行い、公共の精神と社会の一員としての自覚と責任をもって社会の発展に尽くす。
9　民主的な社会及び国家の形成に努め、国と郷土を愛するとともに、他国と協調して世界の平和と発展に尽くす。

○　前文、ならびに 9 項目の解説

われわれは、教育基本法の精神を踏まえ、日本の教育推進の指針として、この憲章を定める。

日本の教育は、個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を重んじ、日本人としての自覚と誇りをもち、世界の平和と豊かな文化の創造、人類の福祉に貢献できる心身ともに健康で主体性のある国民の育成を期するものである。

そのために、われわれは、以下に具体的な目標を掲げ、人間育成の具現化に努める。

教育基本法が改正され、さらに教育に関する基本的な理念や諸原則が明確にされた。そこで、全連退として独自にこの教育基本法の精神に照らし、より具体的に日本の教育の指針を示すものとして、この教育憲章を定めたのである。

この前文の第１段落では、全連退の教育活動の指針として教育憲章を定めたことを明記した。第２段落では、教育基本法に示された教育の目標を全体的にとらえて文章化した。第３段落では、教育振興の具現化を図るために以下の項目を掲げたことを示した。

これからの日本の教育は、日本の文化や伝統をよく理解し愛着をもち、日本人としての自覚と誇りをもって、自主的に考え、自律的に判断し、誠実に実行し、国家ならびに国際社会の発展に尽くすことができる国民の育成に努めなければならない。

よって、この教育憲章を、今後の全連退の教育推進の理念にするとともに、教育振興のよりどころにしていきたい。

⑴　人間尊重の精神にのっとり、一人一人が自他を大切にし、心身ともにたくましく生きる力をもつ。

教育には、個人の能力を伸張し、自立した人間を育てるとともに、国家や社会の形成者としての国民を育成するという使命がある。このことは、いかに時代が変化しても変らないものである。

民主主義の実現やその根底にある自己の確立のために、一人一人に自己のあり方や他人との関わり合いを考え、人間の生き方とともに個々の社会性の確立が必須である。そのためには、自律心、克己心をもつようにすることが大切である。これは自己教育力を培うといってもよい。

また、たくましく生きる力は、心身ともに健康であることが基本であるが、全人的・実践的な力であり、知恵である。社会がいかに変化しようとも主体的な判断による行動決定・自己解決する資質・能力を身に付けさせることが重要である。

⑵　日本の自然を愛護し、豊かな情操を培うとともに、地球環境の保全に尽くす。

人は自然の美しさに触れ、自然と親しむことを通して自然の生命力を感じとったり心を癒したりして、自らの人生を豊かにすることができる。花鳥風月を愛でる国民性は、自然との関わりの中で、自然の美しさ、神秘など、人間の力では及ばない偉大なものを感じ、生きる喜びや活力を得ている。自然と共存する中で豊かな情操を育てていくことが大切である。また、地球の環境問題については、一人一人が生活の利便化に伴う環境破壊や浪費などを身近な問題としてとらえ、まず、自分にできることを実行に移していくとともに、自然や環境に優しく接する心と態度を身に付け、かけがえのない人類全体の地球を守るための努力をすることが必要である。

⑶　わが国がはぐくんできた文化や伝統を尊重し、他国の文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。

わが国の文化や伝統は、われわれの祖先によってはぐくまれ伝えられたものである。これらは今も多くの人々の心を支え日々の生活に潤いを与えている。この先人たちの努力と英知によって築かれ、継承された文明や文化を後世に受け継ぎ、より豊かなものへと発展させていくことも教育の重要な使命である。

また、文化国家として世界や人類に貢献するには、他国の文化・伝統を尊重し、他

国の人間性に触れ、人類として共存社会を目指すことも忘れてはならない。それが世界の人々との交流・協調、国際理解への輪を広げていくのである。

⑷ 日本の美しいことばを大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を培う。

人間は「ことば」で考え、表現し、人と人を結ぶ絆としている。ことばは人類文化の中の最高の所産であり、ことばの存在が人類の文化を創造してきたといえよう。

ことばは地域、民族、国などによってそれぞれ異なり、生活や文化も異なっている。その国の思想や文化の奥には、母国語に内在するものの見方、考え方が流れている。一国の教育の基礎はことばにあるといえよう。

日本のことばも「やまとことば」に加えて、漢語、西洋語などの影響を受け、文字も漢字、国字、かな文字、その他によって多様な表現ができる。また、人間関係の感情や礼節を表す語彙も人の心を通わせる中で情緒溢れる豊かなことばとして育ってきた。昨今は、若者を中心に日本語の乱れが著しい。一部メディアもそれを助長するがごとき傾向がみられる。ことばは心を表すとも言われるように卑しいことばは品性までも貶める。母国語としての美しい日本のことばを感受して誇りをもち大切に使うことは、日本人として豊かな人間形成に資することになる。

⑸ 誠実さや勤勉さを大切にし、勤労の意義と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びをもつ。

われわれが、誠心誠意まごころをもって生きようとするのは、昔から培われてきた日本人の美徳であり、それは自分自身に対しても他人に対しても誠実・正直に生きようとする心といえる。また、仕事や勉強などに精を出し励むことが勤勉であり、そこには苦労を伴うが、よりよく生きるためには必要なことであると同時に、それが生きる喜びにつながっていくのである。

勤労とは、心身を労して仕事に努め励むことである。人は仕事に真剣に取り組み、それを遂行することにより満足感を得て働くことに喜びを感じ、その尊さを知るのであり、ここに勤労の意義がある。また、私心を捨てて国家・社会・他人のために献身的に働くことが奉仕である。子供たちにまずささやかな奉仕の喜びを味あわせたい。そこから与え与えられることで温かい交わりが生れ、奉仕の尊さを知ることになろう。

⑹ 生涯にわたり、向学心に燃え、真理を求め、創造性豊かに主体的に生きぬく力をもつ。

人間は生涯にわたり理想を追い真理を求めて生きている存在である。今日の文明や文化が創造され、豊かな社会が実現されている姿はその証である。理想を求め、真理を追究し、学び続けることが本来的な生き方であり、それを促す教育が進められてきたが、従来、知識のみを教え、知識を生かす方法が不十分だったこともあって実践力や創造性に欠ける面がみられた。

これからの教育は、今日の変化の激しい社会に対応して、将来を見通し、課題を的確にとらえ、それを創造的、主体的に解決し、どんな困難にも打ち勝ち、強く生きぬく力を育てることが求められる。

特に、動きの激しい国際化や情報化などに対応していくには、常に学び続ける不断の努力と強い意志が必要であり、幼い時期から学び方や学ぶことの楽しさを身に付けさせることが重要である。

⑺　和の精神と思いやりの心をもち、温かな家庭と心の通い合う地域社会の形成に努める。

人は一人では生きていけない。縁ある人々との関わり合う家庭や地域社会の中で人となり、人として成長していく。核家族への変化や家族崩壊がいわれる世情にあって、特に、家庭の温もりはいっそう大切にされなければならない。

そこには「和を以って貴しとなす」に象徴されるような、人間関係を大切にする心の存在が欠かせない。和の精神とは、人々が互いに信頼し合い、認め合い、助け合おうとする心である。そしてそこでは、自他の立場になって物事を考える思いやりの心が極めて大切な要因となる。和の精神と思いやりの心を育てる原点は家庭の教育にある。家族間の愛、信頼、責任、厳しさ、尊敬などによってつくり出される家庭が、人間同士の関わり方とそれを支える心を確かなものにする。また、地域社会づくりとは、人と人との関わり合いの発展でもある。家庭と地域社会は相互に関わり合っており、そのことが心の通う地域社会づくりの基盤となるのである。

⑻　善悪の判断を正しく行い、公共の精神と社会の一員としての自覚と責任をもって社会の発展に尽くす。

人間が自立した社会生活を営むには、善悪の判断を正しく行い、社会人としてのルールを守り、社会的義務と責任を果たすことが求められる。そのことが公共の精神を意味する。

社会生活において、他者に益する行為を善となし、他者を害する行為を悪となす。この善悪の意識と判断は、人が社会の成員であるための最も基本的で重要な価値観である。善悪を正しく判断し、行動する力は、家庭における幼児期のしつけを土台とし、学校や地域社会での体験的な道徳的実践を積み重ねることによって育てられる。家庭・学校・地域社会は、それぞれの役割に応じた連携のもとに、道徳の教育を積極的に進めなくてはならない。また、社会の一員としての自覚と責任感を養うためには、自己中心的な考え方を排除し、個人と集団や社会との関係を理解させ、集団や社会の一員としての意識と行動力を育てる必要がある。さらに、そのことによって道徳性を高め、勇気をもって善を行い、悪を退ける強い意志と実践力を育て、社会の正義の実現と発展に尽くそうとする意識や態度を身に付けさせることが肝要である。

⑼　民主的な社会及び国家の形成に努め、国と郷土を愛するとともに、他国と協調して世界の平和と発展に尽くす。

人間は一人だけで生きていけるものではない。個人が集まり、社会を形づくることによって初めて生きていくことができる。自分たちの力でよりよい社会づくり、国づくりに取り組むことは、民主主義社会における国民の責務である。国家や社会の在り方はその構成員である国民の意思と行動力によって、よりよいものに変わり得る。これからは、国や社会の問題を自分自身の問題としてとらえ、主体的に積極的に行動できる人間の育成を図っていく必要がある。

また、長い文化と伝統の中ではぐくまれてきた日本人として、生まれ育った郷土や祖国である国を愛し、さらに発展させていかなければならない。しかし、社会と同じように国もわが国だけで存在するものではなく、国際社会の一員であることが強く求められている。今後、ますます国際的な相互依存関係を深めていく社会の中で生きていくわれわれは、いずれの国の人々とも互いに尊重し合い、協調心をもって国際社会に生きる日本人として、自覚と誇りをもち、他国から信頼され、世界平和に貢献するよう努めなければならない。

2　家庭の教育上の役割と責任について

本部会では、平成19年度に「あなたの子育て６つのめやす」の作成と配布、平成20年度に「親（保護者）が育成すべき資質・能力・態度６項目」のまとめを行ってきた。

今年度は、さらに「家庭の教育上の役割と責任」について追究することとし、改めて「家庭の機能」に視点をあて、そのことを通して、昨年度にまとめた「親（保護者）が育成すべき資質・能力・態度６項目」の検討・改善を行った。

⑴　家庭の教育機能について

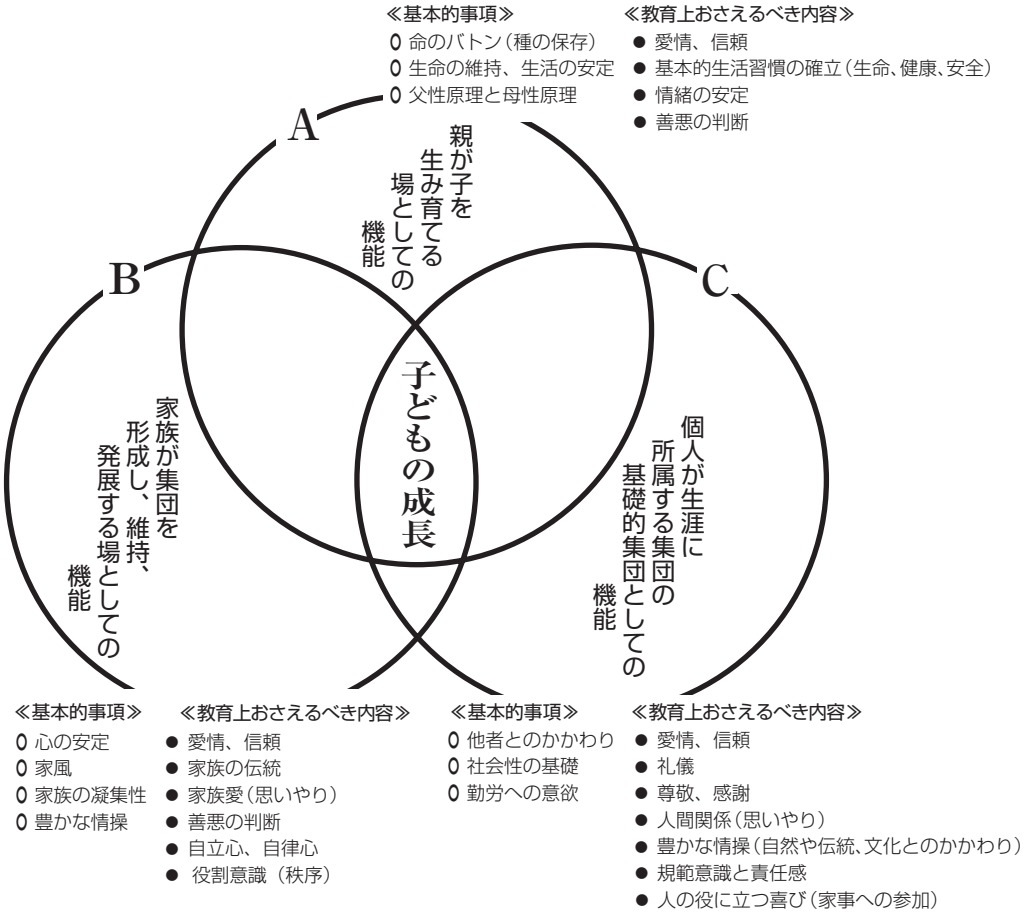

A 「親が子を生み育てる場としての機能」について

子どもの生命を創り出し、家庭内の教育によってよりよき大人になるよう育てるのが親である。この営みは、“命のバトン”として連綿と続いていく。このことが、親に“子どもの教育に関する第一義的責任”があるとする所以である。

「親が子を生み育てる場としての機能」が、家庭教育の原点であり、父性原理（訓育）と母性原理（愛育）がバランスよくはたらくことが肝要である。そして、乳幼児期から情緒の安定、善悪の判断の基礎、健康や安全のための基本的生活習慣を身に付けるようにすることが大切である。

B 「家族が集団を形成し、維持し、発展する場としての機能」について

すべての家庭には、祖先から伝わる家族の伝統、家族構成、親の職業や勤務の状況、生活信条や趣味・嗜好の傾向などそれぞれの特性（家風）がある。“中身がまったく同じ家庭”は、どこにも存在しない。“わが家の特性”を、まず親が自覚し、十分に生かして、心豊かな家族集団を作ることが望まれる。

また、家族の成員一人一人の生活は、自分だけの生活ではなく家族全員にかかわる。各自の生活領域を保ちつつ家族の凝集性を大切にすることから、自立心、自律性、役割の自覚、思いやりといった徳性が養われる。そして、このことは家族以外のかかわりへも拡がっていく。

C 「個人が生涯に所属する集団の基礎的集団としての機能」について

人は一生の間に、家庭、保育所、幼稚園、学校、職場、あるいは諸々のサークルなど数多くの集団に所属しつつ、人間として成長していくが、常にその中における在り方、生き方の基盤となっているのは家庭（家族集団）である。

愛情と信頼に満ち、基本的生活習慣が確立し、役割意識の明確な家庭から、まず、縦や横の人間関係の基礎が培われ、さらには礼儀、責任感、正義感、自律性、協調性といった社会性の基礎が育っていくといえる。

自明の理ではあるが、まちがいなく“確かな家庭”から“確かな社会人”が育つのである。

○「まとめ」として

A、B、Cの三つの機能は、それぞれが独立して存在するというより、相互にかかわりつつ家庭生活を充実させていくと考えられる。

「家庭の教育上の役割と責任」の基盤を考えるとき、それは、端的に「“将来を見通して子どもを厳しく育てる”といった父性原理と、“理屈抜きに子どもを抱きしめる”といった母性原理がともに正常にはたらき、愛情と信頼に満ちた心安らぐ空間であり、人間としてなすべきことへの子どもの行動意欲をかきたてる家庭作り」といえよう。

⑵　親（保護者）が育成すべき資質・能力・態度６項目

家庭は子どもの人格形成の基盤である。子どもの人格は親の無償の深い愛情をはじめ、家庭を構成する成員相互の愛情を基に、温かい信頼関係の絆で結ばれた家庭環境の中で正しく、豊かに形成されていく。親（保護者）は、次の資質・能力・態度の育成に努めることが大切である。

①　生命の維持・健康・安全に関する基本的生活習慣を形成すること
- 食事・睡眠・生活のリズムを身に付けるようにする。
- 洗面・歯磨き・用便・入浴等、身体の清潔習慣を身に付けるようにする。
- 衣服の着脱や、物の整理整頓ができるようにする。
- 遊びや用具の使い方などから、安全習慣を身に付けるようにする。
- 我慢の態度を身に付けるようにする。

②　善悪の判断をする基盤と自立心を培うこと
- 家族の間や、社会でのきまりを守るようにする。
- 正しいしつけで善悪の判断ができるようにする。
- 誘惑に負けず「NO」と言える勇気をもつようにする。
- 手抜きやごまかしをしないようにする。
- 自分でできることは自分でやり、その結果には責任をとるようにする。

③　好ましい人間関係の基礎を身に付けさせること
- 親子の対話やふれあいを大切にする。
- 挨拶・礼儀を身に付けるようにする。
- 敬語を含めて、人にやさしい言葉遣いができるようにする。
- 親切・友情など、相手を思いやる心をもつようにする。

④　国家・社会の一員としての社会性の基礎を培うこと
- 正しい言葉遣いで、意思の疎通が確実にできるようにする。
- 他人に叱ってもらうことを、感謝の気持ちで受け止められるようにする。
- 地域活動に参加させ、交友関係や連帯感を豊かにする。
- 豊かな体験から知的好奇心や探求心を育てるようにする。

⑤　豊かな情操を培うこと
- 親が、子どもの心の表出を待ち、聴き、受け止めることを大切にする。
- 家族の年中行事を大切にする。
- 親子で豊かな自然や芸術、書物に接する機会を多くする。
- 親子で伝統・文化や、人間の生き方を学ぶ機会をもつようにする。

⑥　勤労、働くこと、職業についての理解を深めること
- 家事の大切さを理解し、人の役に立つ喜びをもつようにする。
- 親の職業を通して、職業の大切さを知らせる。

3 「教育の日」の制定状況と事業の充実について（アンケート調査）

平成20年度（小冊子）『「教育の日」推進の変遷―10年の歩み―』（平成21年３月）を発行し、中間まとめを行った「教育の日」推進委員会は、21年度から教育振興部に籍を移し、継続して推進活動をすすめることとなった。本年度教育振興部では、すべての府県での制定の推進と国における「教育の日」の制定を図るとともに、制定都道県・市町村の事業の充実を期して、アンケート調査をおこなった。

⑴ 未制定府県（17府県）の、制定への見通し、及びネックになっている問題点。

① 平成22年度制定見込みの県（高知県）

② 他の未制定府県の退職校長会では制定に向けて検討中（努力中）であるが、制定の見込みは立っていない。問題点として次のことが報告された。

- 県教委へ働きかけを行っているが、理解を得るのが困難である。
- 県教委との考え方のずれがある。「教育週間」等があるので「教育の日」は必要ない。新しい事業には、現場の多忙化と財政的問題がある。
- 府県全体では検討が困難。そこで一部の市に、「教育の日」制定に向けた推進委員会を設置して、制定をめざしている。そこから全県的に働きかける見込みで検討している。
- 校長会・PTAなど他の団体からの協力が得られにくい。

＊各府県の退職校長会の努力だけでは、制定への歩みが難しい段階になった感もある。国の「教育の日」制定に向けてあらゆる機会を使って、働きかけを強める必要がある時期になっている。

⑵ 「教育の日」に関する諸事業・諸行事の中で、効果的なものとして次のような報告があった（数字は県数）。

①「教育の日」記念式典 3　②「教育の日」推進大会 4　③県民教育フォーラム 5　④県民教育フェスティバル 3　⑤教育表彰（教員・生徒）6　⑥児童生徒発表会・実践報告会 5　⑦教育問題懇談会 4　⑧「教育の日」広報（ポスター募集・会報発行・チラシ配布等）8　⑨教育講演会 11　⑩少年の主張 3　⑪ＰＴＡ子育てプロジェクト 2　⑫収穫体験 2　⑬その他（英語スピーチコンテスト、推進協議会、子どものための講演会、読書祭り、職場体験、自然観察会、人形劇、シンポジウム、地域クリーン活動、……）

＊地区毎に地区の現状等を踏まえ、効果的な事業・行事がおこなわれている。

⑶ 「教育の日」に関する諸事業・諸行事を進める上で、ネックとなっていること。

- 財源の確保が難（９県の報告があって最多）
- 事務局員の仕事が荷重
- 専任事務局員なし
- 各地区での組織作り
- 県教委・学校現場の多忙

• 行事等への出席者・参加者の確保。特に一般市民の参加が少なく、幅広い市民の「教育の日」に対する理解がまだまだである。

＊『当初、市・町単位で「教育の日」制定の動きがあったが、県段階で「教育の日」が制定されたため、市・町で制定されなくなった。』との報告もある。県単位で行われる「教育の日」の事業・行事と、地域で企画される行事（「教育週間」的位置づけ）との意味づけが課題であると考えられる。

⑷ 「教育の日」事業に関する予算

退職校長会としての調査は難しい面があったのか、回答数が少なかった。また、公費の使い道についての厳しい事業仕分けなどがあれば、「教育の日」の予算確保も難しくなることが懸念される。

① 県の事業・行事の予算

ア　県教委の予算（公費）

埼 玉 県：県教委「彩の国教育の日推進事業費」￥1,539,000
石 川 県：県総予算　￥1,600,000
和歌山県：県記念行事予算確保　￥500,000～1,000,000
広 島 県：県総予算　￥2,200,000
愛 媛 県：県予算　￥2,335,000

＊県の予算に計上されている５県の平均（和歌山を最高額として）は、￥1,734,000である。

イ　公費として支出されているが額不明

熊 本 県：県・市町村共に、公費に位置づけ確保されているが、額は不明。
北 海 道：「北海道教育の日」道民推進協議会のみ、1/2以下の補助（公費）。
秋 田 県：公費負担（額不明）。
岩 手 県：県教委の予算から公費負担。

ウ　県費・参加団体負担・協賛金等

青 森 県：公費￥０、参加団体負担（￥110,000）・個人会員協力金（￥278,000）
　その他（寄付等）（￥211,000）・繰越金（￥45,000）合計（￥644,000）
茨 城 県：加盟35団体負担金（￥460,000）・協賛金（139社）（￥2,020,000）
　補助金（県から公費）（￥700,000）・繰越金（￥680,853）合計（￥3,860,853）
栃 木 県：「とちぎ教育の日」事業　総額（￥1,960,000）・県補助費（￥300,000）
　構成団体分担金（約￥300,000）・企業等による協賛金（￥約400,000）
徳 島 県：「とくしま教育の日」推進委員会　￥210,000（加盟21団体負担）。

＊事業・行事を推進する上でウのような、参加団体分担金・個人的協力金・公費補助金などでまかなう方式は苦労が多いが、「教育の日」の意義や在り方からすれば、多くの賛同者の理解あっての事業・行事として好ましい面もある。

② 市・町・村の事業・行事の予算

群 馬 県：前橋市（￥50,000）、渋川市（￥393,000）、沼田市（￥99,000）
　藤岡市（予算計上無し）（公費）
滋 賀 県：栗原市（講演会）￥360,000【参加費￥500×720人でまかなう予定】
徳 島 県：美馬市「健全育成事業報償金」￥980,000（公費）
熊 本 県：市町村の行事は、公費に位置づけ確保されているが、額は不明。

「教育の日」の制定状況（平成21年12月現在）―30都道県、67市43町５村―

○北海道地区　北海道
（北海道）　石狩市　岩見沢市　小樽市　帯広市　苫小牧市　函館市　白老町
豊頃町　本別町　幕別町
○東北地区　青森県　岩手県　宮城県　秋田県　福島県
（秋田県）　大館市　男鹿市
（山形県）　上山市　新庄市
（福島県）　浅川町
○関東甲信越地区　茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　東京都　長野県
（茨城県）　ひたちなか市　土浦市　守谷市　稲敷市　牛久市　阿見町
河内町　利根町　茨城町　大洗町　城里町　東海村　美浦村
（群馬県）　前橋市　渋川市　藤岡市　沼田市
（埼玉県）　白岡町
（千葉県）　佐倉市　銚子市　野田市　南房総市　鋸南町　印旛村
（東京都）　あきるの市
（山梨県）　甲府市　中央市
○東海北陸地区　石川県　岐阜県　静岡県
（福井県）　福井市　敦賀市
○近畿地区　滋賀県　兵庫県　奈良県　和歌山県
（滋賀県）　栗東市
（奈良県）　奈良市
（和歌山県）　和歌山市　海南市　橋本市　有田市　田辺市　新宮市
紀の川市　紀美野町　かつらぎ町　九度山町　高野町　広川町
有田川町　美浜町　日高町　みなべ町　印南町　白浜町　上富田町
すさみ町　串本町　那智勝浦町　太地町　古座川町　北山村
○中国地方　島根県　岡山県　広島県　山口県
（鳥取県）　南部町
（広島県）　美原市
（山口県）　美祢市　萩市　防府市　宇部市　和木町
○四国地区　徳島県　香川県　愛媛県
（徳島県）　美馬市　三好市　鳴門市　つるぎ町
（高知県）　安芸市
○九州地区　長崎県　熊本県　大分県　鹿児島県
（福岡県）　筑後市　宗像市　八女市
（佐賀県）　嬉野市　唐津市　多久市　玄海町　川副町
（熊本県）　八代市　荒尾市　宇土市　大津町　美里町　和水町
（大分県）　宇佐市　国東市　佐伯市　津久見市　日田市　豊後高田市
別府市　玖珠町　九重町　姫島村
（宮崎県）　串間市．宮崎市高岡町
（鹿児島県）　湧水町
（沖縄県）　浦添市　宮古島市　那覇市　石垣市　南風原町　西原町

＊上記中、岐阜県は「教育週間」、静岡県は「家庭教育の日」、兵庫県は「兵庫の教育推進月間」、長崎県は「長崎っ子の心をみつめる教育週間」、鹿児島県は「地域が育む“かごしまの教育”県民週間」と呼ぶ。

部員：高橋　基（長野県）　西村　堯（千葉県）　荒井　忠夫　荻原　武雄
河原　敏子　滝澤　利夫　曇岩　正子　柳瀬　修

都道府県・市町村
「教育の日」制定状況地図

平成21年12月現在

30都道県、67市、43町、5村

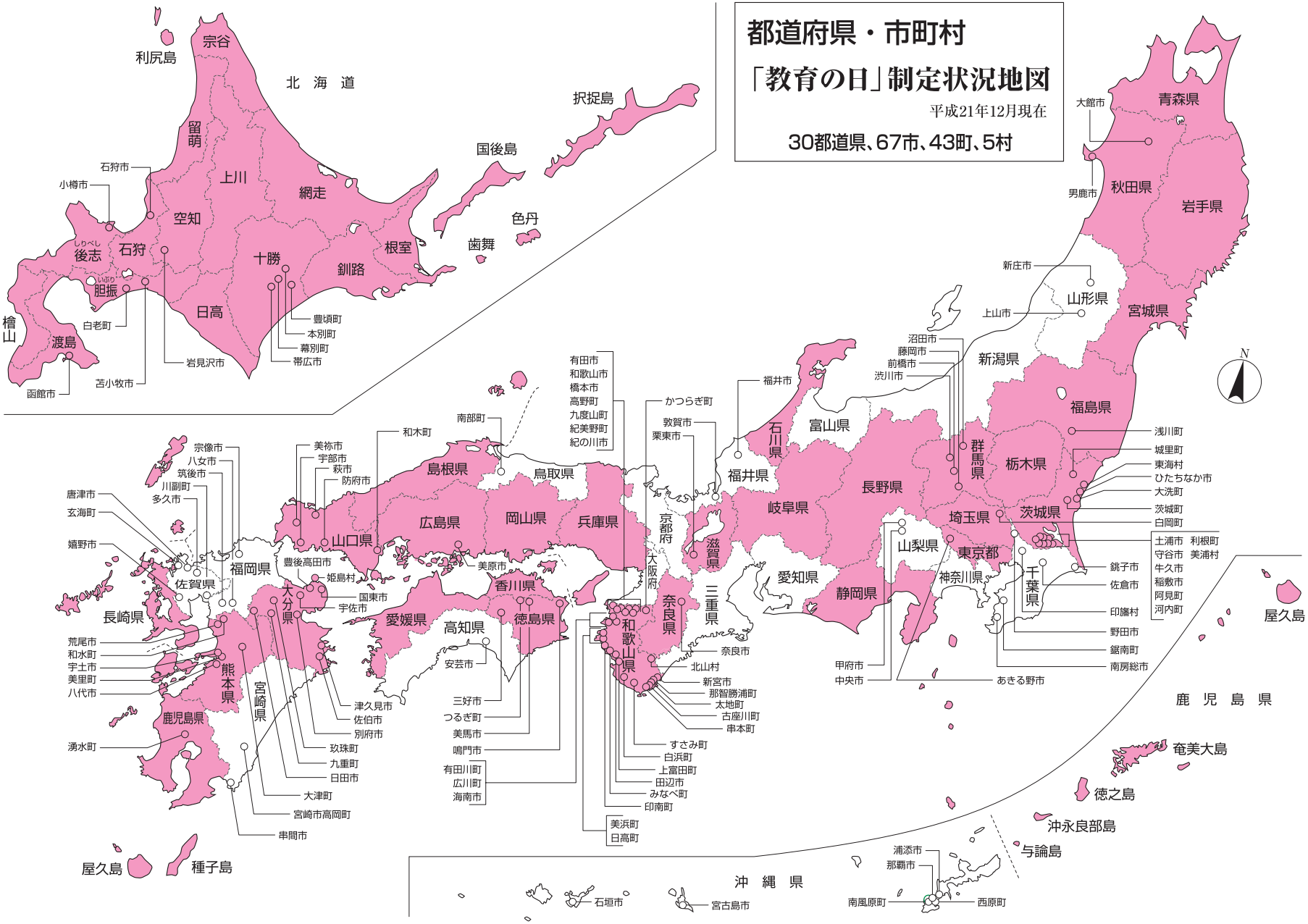

Ⅲ　高齢者・死亡者の叙勲について

福利厚生部長　**前　田　　徹**

今年度も例年通り、全連退として叙勲・年金・高齢者医療等について関係省庁に要望書を提出したほか、来年米寿・上寿を迎えられる会員を調査して褒賞活動を行うとともに、平成20年の春秋叙勲受章者数と高齢者・死亡叙勲の実施状況を調査した。なお、昨年度実施した再任用・再雇用の調査結果について、若干の補足をした。

1　関係省庁への要望活動

平成21年８月４日文部科学省・総務省・厚生労働省に赴き各大臣に下記の内容に関する要望書を提出した。（全連退情報第76号、会報第173号参照）なお、年金に関しては日本退職公務員連盟（日公連）と密接な連絡を取り要望書を作成した。また日公連については、10月23日日比谷公会堂で開催された全国大会、12月８日の共済年金受給団体会議にも出席し相互の連携を深めている。

⑴　**文部科学省**

①教育の振興（７項目）　②叙勲者数の増並びに各種審議会への登用促進（３項目）

⑵　**総　務　省**

①共済年金制度の堅持　②住民税等の税負担の軽減

⑶　**厚生労働省**

①基礎年金の財源は社会保険方式を堅持　②健康保険料・介護保険料の軽減

③ジェネリック医薬品の増加と促進

2　米寿者・上寿者の調査

平成22年に米寿（88歳）・上寿（100歳）を迎えられる会員を昨年６月に調査をした。その結果下記の人数を確認したので、11月に米寿者には賀詞と筒を、上寿者には記念品（鎌倉彫文箱）と寿詞及びホルダーを贈呈した。

平成22年米寿者――1,345名（会員の1.44％）

同　上寿者――　85名（会員の0.09％）

3　叙勲に関する調査

今年度は従来の春秋叙勲の状況の他に、高齢者（米寿者）叙勲と死亡（特別）叙勲の実施状況を調査した。これは88歳になっても高齢者叙勲の申請に間に合わず漏れてしまったとか、この叙勲の申請方法がわからず問い合わせがあったことから、各県事務局の取り扱い方を調査した。

⑴　**春秋叙勲について（表Ⅰ参照）**

今年度は受章者の年齢調査は、ほぼ全体の傾向がつかめたので省略した。その代わり平成20年度の叙勲とともに、過去５年間の各都道府県別の受章者総数を表に付記した。なお今年も「日本教育新聞」の記事を参考に補足・修正した都道府県がある。

表Ⅰ　平成20年春秋叙勲　各都道府県校種別受章者数一覧

校種別	幼　小　中		高・特　支		小　計		20　年 受章者 総　数	19　年 受章者 総　数	18　年 受章者 総　数	17　年 受章者 総　数	16　年 受章者 総　数
受章種瑞宝	双光章以下	小綬章以上	双光章以下	小綬章以上	双光章以下	小綬章以上					
北海道	30		2	19	32	19	51	49	45	41	50
青　森	10		1	3	11	3	14	13	18	13	7
岩　手	10			3	10	3	13	14	9	10	9
宮　城	7			4	7	4	11	12	11	7	6
秋　田	10		1	4	11	4	15	13	13	11	9
山　形	7			5	7	5	12	11	10	11	12
福　島	12		2	2	14	2	16	15	15	16	16
茨　城	13			8	13	8	21	21	18	19	20
栃　木	8		1	5	9	5	14	14	13	12	10
群　馬	11			2	11	2	13	13	12	12	12
埼　玉	18			7	18	7	25	24	23	22	22
千　葉	22			6	22	6	28	29	17	16	16
東　京	34		1	9	35	9	44	56	46	54	53
神奈川	23		1	5	24	5	29	30	30	30	34
新　潟	14		1	7	15	7	22	21	18	20	18
山　梨	7			1	7	1	8	8	3	6	6
長　野	10			5	10	5	15	13	13	12	10
富　山	18			5	18	5	23	7	10	15	21
石　川	19			2	19	2	21	11	13	11	11
福　井	6			3	6	3	9	8	7	7	6
岐　阜	6		1	4	7	4	11	0	6	6	6
静　岡	13		1	6	14	6	20	15	21	18	21
愛　知	22			6	22	6	28	27	18	20	18
三　重	4	1		2	4	3	7	13	9	9	7
滋　賀	7			4	7	4	11	12	13	13	11
京　都	4			2	4	2	6	19	17	13	16
大　阪	16			13	16	13	29	33	43	30	47
兵　庫	19			7	19	7	26	26	22	17	15
奈　良	9			1	9	1	10	10	14	9	10
和歌山	8			4	8	4	12	12	10	11	11
鳥　取	6			2	6	2	8	9	8	6	5
島　根	4			5	4	5	9	10	11	14	9
岡　山	9		1	6	10	6	16	18	22	17	20
広　島	17			5	17	5	22	35	18	17	16
山　口	10			4	10	4	14	14	8	7	8
徳　島	7		1	2	8	2	10	11	11	14	14
香　川	4			4	4	4	8	8	7	3	5
愛　媛	7		1	4	8	4	12	13	12	4	4
高　知	4			5	4	5	9	9	9	10	10
福　岡	7		1	8	8	8	16	18	17	31	24
佐　賀	5			3	5	3	8	8	8	7	9
長　崎	11			4	11	4	15	8	11	11	11
熊　本	8	2	2	4	10	6	16	15	15	15	14
大　分	2		1	3	3	3	6	12	6	7	6
宮　崎	7		1	4	8	4	12	12	12	7	7
鹿児島	14		1	5	15	5	20	18	17	16	16
沖　縄	10			1	10	1	11	13	12	10	13
総合計	529	3	21	223	550	226	776	781	717	687	701

① 退職校長の受章者総数は平成16年から５年間で70～80名ほど増加しているが、ますますの増加を望みたい。

② 各県の受章者数は県内で起こった不祥事で申請を自粛した県を除いて例年大きな変化はなく、各県の受章者数はほぼ定まっているようである。

③ 平成20年の受章者数は前年とほぼ同数であった。しかし県別に見ると、10名以上の増加が２県、減少が３県であった。

④ 受章種と校種については、受章者776名中に幼小中の受章者は532名（69%）で、そのうち小綬章以上は僅か３名（0.6%）であるのに、高校・特別支援学校の受章者244名（31%）では小綬章以上を223名（91%）が受けている。このような叙勲のランクに大きな差があるので、全連退は毎年義務教育関係者の受章種を高校と同等にするよう要望しているが、その効果は現れず残念である。

⑵ 高齢者叙勲について（表Ⅱ参照）

高齢者叙勲は米寿叙勲ともいわれ，春秋叙勲を受けていない功労者で88歳になった者を叙勲する制度である。市町村教育委員会（地教委）事務局は満88歳の誕生日の前月の１日までに県教育委員会（県教委）に書類を提出することになっている。そのために受章該当者は誕生日の約半年前には地教委と連絡し、次の書類の作成を退職校に依願することが必要である。

①申請書　②氏名確認書　③功績調書　④履歴書　⑤戸籍抄本　この他に⑥刑罰等調書と団体役員の経歴がある場合は、⑦団体の規模及び事業概要書が必要である。

この調査の回答をまとめると次の通りである。

① 高齢者叙勲に係わる措置を執っている県の退職校長会（25県）と、執っていない県の会（26県）は半々であった。

② 措置を執っている県の退職校長会では、広報で会員に叙勲制度を知らせている県や退職校長会や教育委員会に該当者の氏名を知らせている県が多い。また該当者本人に事前に連絡するところもある。

③ 県の退職校長会が措置を執っていない県でも、支部の組織で行っている県が６県あった。（福島・埼玉・東京・三重・和歌山・徳島）

⑶ 死亡叙勲（表Ⅱ参照）

今まで叙勲を受けていない人が死亡したときに受ける叙勲である。叙勲を受けたいご遺族は早急に退職校に連絡を取り、書類作成を依頼する。作成する書類は次のとおりである。

・申請書　・死亡診断書、死亡届　・功績調書　・履歴書　・戸籍抄本　この他に・刑罰等調書とさらに・団体の規模及び事業概要書が必要な人もいる。地教委は死亡の７日以内に書類を整えて、県教委に提出し文部科学省に申請する必要がある。従って受章該当者は予め必要書類を整えて退職校に保存しておくとよい。

この調査の回答をまとめると次の通りである。

① 死亡叙勲についても、措置を執っている県の退職校長会と措置をしていない県の会は半々であった。

② 措置している県の退職校長会の多くは死亡者が出ると退職校や教育委員会に連絡し申請を直ちに行う。またご遺族に叙勲制度を知らせ、叙勲に漏れのないようにする。

③ 県では措置を執っていなくても、支部の組織で遺族や退職校に連絡する県が５県

（埼玉、東京、三重、和歌山、徳島）があり、「県の会報」や「手引き」をつくり知らせる県（山形、福島）や退職校に功績調書・履歴書を保存している県（山梨）もある。

表Ⅱ　高齢者・死亡者の叙勲についての設問と回答

［（　）内の数は回答した所属団体の数］

高齢者の叙勲について

88歳になられる高齢者について、貴会では事前の連絡等の措置を執っておられますか？　該当する（　）に○を入れ、その内容を［　］に記入してください。

1　そのような措置は一切行っていない（26）

2　次の措置を執っている（25）

ア　受章に該当する方に事前に連絡する等の措置を執る（9）

イ　受章を希望する申し出のあったときには、連絡先や方法を紹介する（7）

ウ　該当者の退職校や教育委員会に受章該当者のいることを連絡する（12）

エ　広報等で高齢者の叙勲制度等を知らせる（12）

オ　その他（2）

死亡者の叙勲について

会員が死亡したとき、その叙勲についてどのような措置を執れらておりますか？上と同様にお答え下さい。

1　特に措置を執ることはない（26）

2　次の措置を執っている（25）

ア　死亡者の退職校や教育委員会に連絡する（16）

イ　ご遺族に叙勲制度のあることを知らせる（6）

ウ　その他（6）

〔まとめ〕　在職中多くの功績を挙げながら叙勲に漏れる会員がでることを防ぎたい。高齢者・死亡者とも叙勲の仕組みを各県の退職校長会が会員に周知する必要がある。特に死亡叙勲の場合はご遺族が退職校に知らせて死亡の７日以内に書類を整える必要があり、叙勲該当者は予め書類を作成し準備しておくとよい。

回答の特例として、広島市退職校長会は組織の中に「叙勲委員会」をつくり、叙勲対象者を全て把握し、適時、教育委員会に該当者の氏名を知らせて書類を作成し提出させているとの報告があった。

4　前年度の再任用・再雇用に関する調査の補足

⑴　再任用の職務内容の実例について、最も多いのは定年前と同様な職務内容であった。続いて多いのは一般教員と同等な職務であり、非常勤での教科指導や初任者指導もあった。

⑵　再雇用の職場については、教育研究所、教育相談所、青少年センター、人権教育センター、公民館、市民センター、福祉会館などの他にPTA連合会があった。

⑶　雇用形態が再雇用制から再任用制に変更する傾向がみられる。

部員：樋口　光雄（山梨県）　　鴻田　好通　　中山　正彦

Ⅳ　会報部の活動

会報部長　**村　山　忠　幸**

全連退の機関紙として、全連退や都道府県退職校長会の活動報告と、それらを通しての相互交流を主目的に、読みやすく、共感が得られるような会報づくりに努めている。

本年度の活動

⑴　本年度は、第172号から175号まで、年４回の会報を発行した。第172号（総会特集）は12ページ立て、第173号は20ページ立て、第174号及び第175号は16ページ立てとした。

⑵　総会特集号以外は、毎号に巻頭言、提言（副会長）、地区連絡協議会の記録、及び都道府県の活動状況（都道府県便り）を掲載した。さらに主要な会議や国への要望活動、教育情報（総会時の講演、文部科学省初等中等教育局長との懇談会の報告を含む）とともに、地方の特色ある活動内容なども掲載した。

⑶　全国幼・小・中・高・特別支援校の校園長会長よりの、それぞれの現状や課題、要望事項、さらには全連退との校種別懇談会の報告などを掲載し、一層の理解と連携を深めるよう努めた。

⑷　新会員勧誘支援用として、第174号または第175号を希望する都道府県に増配した。

部　員：冨岡　　健（茨城県）　　岩井　　昭　　岡村　幸夫　　清水　　健

Ⅴ　会計部の活動

会計部長　**白　石　裕　一**

厳しい社会状況の中で、本年度も各都道府県退職校長会のご理解とご協力により会費が完納され、円滑な予算執行ができたことを心から感謝申し上げる。

⑴　組織の基盤を支える地道な活動に徹する

世界を取り巻く経済不況の嵐の中で、会則に謳われている「教育改革の動向を見定め、教育関係諸機関と連携して中正健全な教育世論を喚起し、教育の充実発展を図る」「教育関係諸団体と協力して、会員の福祉の拡充に努める」等の事業の展開には、財政の健全な支えによるところが大きい。

本年度から立ち上げた「財務状況健全化検討会議」は、一般会計の収支の在り方等の今後の推移を見守りながら、本会の正常な活動を維持し、予測される課題に対応するための手立てを探ったものである。今後数年をかけて検討し、『健全財政案』を作成する。

⑵　健全財政維持のために、一層の経費節減の努力をする

本会の目的達成のための諸活動や各部・委員会の事業が滞りなく進展するために、予算措置、執行、決算等の執務を推進した。

会計全般にわたり、予算内で処理され、かつ経費の無駄がないよう節約に努めた執行を心掛けた。

部　員：水野　文俊（新潟県）　　大串　國廣　　佐々木多美子（事務局）

Ⅵ　多年の経験と知識を地域社会に活かす

生涯学習委員会委員長　**岡　野　仁　司**

～三気（元気・やる気・勇気）で「生涯現役」の生涯学習活動～

教育基本法の第三条「生涯学習の理念」の後段には「その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と記されている。

校長経験者である多くの会員は、この崇高な理念を体しながら、自分を含めて先輩、朋輩、後輩が退職後どのようなかたちで生涯学習活動に参加し、関与しているのかと思いを寄せるものである。会員一人一人がそのような活動に参加し、元気とやる気そして勇気を貰い、生きがいを感じて、よりよい生活を送りたいと望むのは人間の本能であり、至極当然な志向である。

本年度の生涯学習委員会は、全連退の目標の一つ「学校支援地域本部事業への協力、および生涯学習の振興に関する情報の収集と広報に努める」を受けて、「地域の教育力の回復・向上を図るために会員が組織的に活動している事例を収集する」ことを事業の一つとした。

7月中旬、各都道府県の会長を通じて三分野における会員の活動状況等の情報提供を依頼した。まずもって、本委員会の調査に協力をいただき、多くの手数を煩わせたことに対して感謝したい。

この調査結果から、3つの事例を抽出し、本冊子に載せて全国会員に報告する。

22ページの事例1は、栃木県上都賀地区において個人的に活動してきた事例であるが、高校生の頃から緑化に興味を抱き、活動してきたという経歴をもつ会員が、「環境は人をつくる」を信念として実に半世紀にわたって意図的・計画的に地域と学校の緑化推進と環境学習への支援に尽力している貴重な実践である。

23ページの事例2では、京都府連合退職校園長会が7つの地域に分けて独自の活動を展開しているなかから、京都市の事例を掲載した。

市民の多様で幅広い団体が参画した「人づくり21世紀委員会」という組織を通じて、京都ならではの「地域力」や「人間力」を活用して、共に学び、共に汗しながら生涯学習を進めている事例である。

24ページの事例3は、公立学校の教師が子ども達と接する時間の拡充と心的なゆとりを醸成することを大きなねらいとした前橋市の活動である。同県は、平成16年度から「学校支援センター」を策定して先行実施してきた。国の事業で地域コーディネーターが位置付けられたことで、学校や地域を熟知している地域コーディネーターが担う職務は大きくて重い。

25ページでは、国の補助金事業（2年次）である、「学校支援地域本部事業」に関する平成21年12月末現在の情報を載せた。主として全国各地の本部設置状況等である。

本冊子「年間活動・研究報告」では、紙数に限りがあるので、本委員会が調査した情報を平成22年度に、「調査資料」として各都道府県退職校長会に報告する予定である。

結びに、本年度の3事例とこれまでに報告してきた事例等を参考にし、全国会員の生涯学習を発展させ、グループまたは組織において学校や地域社会の教育力向上を目指した支援活動を進められるよう期待する。また、今後も活動情報・実践事例等の積極的な提供を願うものである。

事例１　学校緑化と環境学習への支援

栃木県連合退職校長会　　名　塚　史　雄

１　緑化推進委員として

私は、「環境は人をつくる」をモットーに校内の樹木や花壇の管理などに携わってきた。また、植物研究会などで植物の調査に参加してきた。退職後は栃木県立博物館の学芸嘱託員として維管束植物部門を担当し３年間勤務した。その後、平成14年から平成17年まで県からの委嘱を受け、緑化推進委員として地区の学校を巡回訪問した。その関係で要請があれば現在でも学校に出向いて、主に「総合的な学習の時間」の指導で活動している。担当地区は主に上都賀地区の南部で小学校31校、中学校11校の42校で、学校は市街地の大規模校、山間部の小規模校まであった。

各学校を訪問してみると、植えられている樹種は様々で無計画に植えられたものが多く、玄関や校舎前以外はあまり手の入れられていないところが多く見られた。また、それらの緑を学習に活かしているところは少なかった。そこで、緑環境の整備についての相談や指導に当たってきた。

以下に、組織としての活動ではなく、個人的に活動してきた事例を述べたい。

２　活動の実践例

⑴　教職員への指導

まず教師自身が身近にある樹木や野草を知らなければ児童へ指導はできない。そこで、主に夏季休業中の職員研修の日に要請のあった学校に出向いて校内の樹木の管理の仕方や名前、周辺の野草などについて相談に乗ったり指導に当たった。

⑵　総合的な学習への援助

小学校では、児童に自分たちの住む地域に目を向けた学習として「ふるさと学習」を行っているところがある。その中には「学校周辺の自然調べ」「校内の樹木調べと一人一木観察」などに取組んでいるところもある。身近にある緑に触れ、それを知ることは自然や環境を大切にする心を育むものである。要請のあった学校では樹木や野草の名前と特徴、観察の仕方、押し葉標本づくり等を指導し記録に残させている。

⑶　学校陰地の活用

どこの学校にも校舎の陰で日が当たらず利用されていない場所がある。そのようなところでもよく生徒の目に付く場所に中学校の教員、生徒とともにシダ園を造り、理科学習や環境整備に役立たせた。各学校に、ぜひ陰地などを活かした環境づくりを勧めたい。

３　今後の方向

現在、温室効果ガスの削減が世界的な話題となっている。そのため、環境問題には早くから関心を持たせ、環境学習に取り組ませていく必要があろう。そこで、環境問題に専門的な知識を持ったり、興味関心のある退職校長が集い、組織づくりをして研修を深め、地域や学校に出向いて、その指導に当たることができればよいと思う。校庭の芝生化やビオトープ造りなど今後とくに指導・援助したいものである。

青年教師時から「環境は人をつくる」をモットーに、植物に目をかけ、手をかけてきた情熱、アイデア、そして経験豊かな指導力・実践力に頭が下がる思いである。このことは、いま世界中で唱えられている「環境問題」に繋がる先導的実践である。

事例２　「共に学び、共に汗して進める京都市の生涯学習」

～「グッとくる」まち京都を創ろう！～

京都市退職校園長会　　瀬　川　瓊　城

１　はじめに

京都府全体を７つの地域に分け、夫々の地域が独自の活動を展開している。各地域の退職校長会の連合機関として、教育尊重の実をあげ、本府教育の進展と、さらに我が国の教育興隆に寄与することを目的に、年に一度、各地域の取り組みについての情報交換と親睦を図るための総会を実施している。紙面の都合上、京都市の活動の一部を報告する。

２　京都市の取り組みの概要

京都市では、平成10年２月に、教育・保育・青少年育成・女性・医療・福祉・文化・スポーツ・経済・マスコミ等の幅広い分野から、子どもたちの教育や健全育成に様々な形で関わる多くの団体が幹事団体として参画する「人づくり21世紀委員会」という組織が結成された。そして、市民の熱い思いを結ぶ活動として、学校・家庭・地域社会の連携のもと、たくましく思いやりのある子どもたちの育成と、子どもたち一人一人の可能性が最大限に開発できる条件づくりを目指した。そして、子どもたちのため、大人として何ができるか市民の英知を結集し、団体の幅広いネットワークを活かして、共に考え、行動し、その成果を情報発信することを目的に活動している。また、参加者全員が共に額に汗する活動「共汗・共学活動」も活動の基盤としている。活動が多岐に亘っているのは、可能な限り、個に適した学習の場を保障することになっている。

３　具体的な実践事例

⑴　まち全体が学びの場……京都ならではの「地域力」―　①開かれた学校づくり　②みやこ子ども土曜塾　③京都のまちまるごと博物館（連続公開講座）

⑵　学びの還元……京都ならではの「人間力」を結集―　①生涯学習市民フォーラム（家族みんなで楽しめるイベント）　②子育てサポーター　③博物館ふれあいボランティア（現在113名が来館者をサポート）

⑶　次世代育成……子どもを共に育む気運の向上―　①学校安全ボランティア（全小学校区で２万人の見守り隊活動中）　②生き方探求、チャレンジ体験（全市立中学校と総合支援学校生徒約１万人が５日間連続の職場体験・ボランティア体験）

この３つの活動が退職校園長会と相互に関わりながら積極的に生涯学習を進めている。京都は悠久の歴史に育まれた文化の蓄積、自然との共生を背景に、本物に触れられる、歴史都市ならではの「学び」が息づいている。この学びを具体化できる、大学をはじめとする教育・研究機関や博物館、伝統産業などの機関が多く存在して、学習資源がある。さらに学校を地域の拠点とした生涯学習の取組、地域団体・民間教育団体等生涯学習のネットワークが構築されている。このような「地域力」「人間力」を活用し、共に学び共に汗しながら、笑顔と夢と活力に触れ、京都は一年中が成果のあがる教育の日になっている。

以上が21世紀の課題、「人づくり」を目指した京都市の実践事例である。

京都市あげての幅広い着実な取り組みは、中央教育審議会の「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の答申（平成20. 2. 19）の趣旨を具現化している活動である。

事例３　前橋市における学校支援地域本部事業

群馬県退職校長会　　関　口　宗　男

群馬県では、地域の教育力を活用した学校の教育活動を一層充実させるため、平成16年度に県内全小中学校に、その拠点となる「学校支援センター」を設置して、主に支援ボランティアを活用した教育活動を推進してきた歴史がある。さらに、平成20年度から国の「学校支援地域本部事業」の委託を受けて、前橋市では４校の中学校区に学校支援地域本部を設置している。本稿では、A中学校支援地域本部の事例を紹介する。

１　事業のねらい

平成20年10月、A中学校支援地域本部を設置した。学校と地域との協力、連携体制の構築を図り、地域コーディネーターの参入による多様な形態で教員を支援することにより、教員が生徒と向き合う時間の拡充を図り、多様な学校課題の解決に資することをねらいとしている。

A中学校では「HAS運動」や「進路の夢を育てる活動」などを進めている。

※HASとは、H（話を聞こう）A（挨拶をしよう）S（掃除をしよう）である。

※進路の夢を育てる活動とは、学校支援ボランティアとの交流を通して、仕事と生き方について考え、進路の夢を育てる機会を設けることである。

２　事業の内容及び実施方法

①　A中学校区地域教育協議会（８月、11月、２月の年３回開催）
組織の編成、活動計画の立案、学校支援ボランティア等の公募、広報活動等々。

②　本事業実施にかかわる普及啓発、広報活動（随時）
学校の教育活動の様子や、学校支援ボランティアとの交流の様子などを「学校だより」「学校掲示板」「ホームページ」や校区内各町の自治会「回覧板」等で広報する。

③　学校支援ボランティア募集にかかわる広報活動（７月）
上記の②と同様に行っている。

④　人材バンクの整備・充実（８月・随時）―学校支援ボランティア39名登録―
A中学校教育活動支援地域人材バンクの整備を進めるとともに、充実を図る。

⑤　事業成果報告会（シンポジウム）の開催（２月）

⑥　HAS運動支援事業学校支援ボランティア養成講座の実施

３　A中学校区「地域教育協議会」構成員

・校区内各町の自治会長（７名）・民生児童委員代表（２名）・主任児童委員（１名）・地区公民館長（１名）・A中学校長（１名）・同校教頭（１名）・同校教務主任（１名）・同校PTA会長（１名）・地域支援コーディネーター（70歳代退職校長１名）

４　地域支援コーディネーターの役割

上記の事業の企画と実施をはじめ、支援に意欲のある人材情報収集・発掘と学校側の要望の人材調整が中核となっている。

５　事 業 経 費

約133万円　　内訳は、活動諸謝金・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・会議費・借料損料・保険料・雑役務費

「学校支援地域本部事業」（２年次）の情報

平成21年度「学校支援地域本部」申請状況

（平成21年12月現在）

都道府県	市区町村数	学校支援地域本部数	都道府県	市区町村数	学校支援地域本部数
北海道	179	233	岡山県	18	18
青森県	22	48	広島県	13	13
岩手県	23	50(3)	山口県	13	22
宮城県	13	17	徳島県	9	10
秋田県	22	34	香川県	17	17
山形県	23	32	愛媛県	7	23
福島県	13	16	高知県	18	21
茨城県	37	39	福岡県	38	59
栃木県	13	66	佐賀県	8	11
群馬県	4	8	長崎県	22	435
埼玉県	41	41	熊本県	30	30
千葉県	20	87	大分県	16	56
東京都	21	86	宮崎県	20	24
神奈川県	6	6	鹿児島県	8	24
新潟県	17	51	沖縄県	19	31
富山県	1	4	札幌市	1	1
石川県	14	41	仙台市	1	5(7)
福井県	5	5	横浜市	1	4
山梨県	8	10	新潟市	1	40(24)
長野県	32	37	川崎市	1	3
岐阜県	10	22	静岡市	1	3
静岡県	17	17	浜松市	1	1
愛知県	5	5	名古屋市	1	1
三重県	7	12	京都市	1	13
滋賀県	14	16	大阪市	1	8
京都府	13	15	堺市	1	2
大阪府	41	249(32)	神戸市	1	6
兵庫県	40	40	岡山市	1	3
奈良県	30	68	北九州市	1	7
和歌山県	22	24	福岡市	1	7(3)
鳥取県	5	5	国立大学附属	—	3
島根県	17	48	合計	1,006	2,333(69)

（ ）は補助事業に申請されている本部数。外数。

平成21年度（第１四半期）「学校支援地域本部事業」委託調査費受給一覧

（平成21年11月25日現在）

No.	受給自治体	金額（千円）	No.	受給自治体	金額（千円）
1	北海道	160,303	25	滋賀県	25,662
	札幌市	3,426	26	京都府	27,551
2	青森県	87,096		京都市	19,500
3	岩手県	56,455	27	大阪府	298,768
4	宮城県	16,213		大阪市	1,196
	仙台市	7,640		堺市	1,979
5	秋田県	47,577	28	兵庫県	84,265
6	山形県	40,083		神戸市	6,191
7	福島県	14,523	29	奈良県	130,185
8	茨城県	26,637	30	和歌山県	26,973
9	栃木県	57,248	31	鳥取県	10,462
10	群馬県	11,170	32	島根県	135,334
11	埼玉県	58,857	33	岡山県	20,577
12	千葉県	61,169		岡山市	5,263
13	東京都	180,062	34	広島県	19,054
14	神奈川県	9,946	35	山口県	43,805
	横浜市	6,896	36	徳島県	8,365
15	新潟県	47,312	37	香川県	32,842
	新潟市	42,682	38	愛媛県	21,849
16	山梨県	12,908	39	高知県	36,857
	山梨市	17,060	40	福岡県	14,019
17	長野県	39,340		福岡市	8,249
18	富山県	1,139		北九州市	6,061
19	石川県	19,891	41	佐賀県	15,725
20	福井県	5,094	42	長崎県	12,018
21	岐阜県	24,543	43	熊本県	46,456
22	静岡県	16,825	44	大分県	68,185
	静岡市	13,169	45	宮崎県	32,554
23	愛知県	8,749	46	鹿児島県	39,962
	名古屋市	2,001	47	沖縄県	45,684
24	三重県	18,606			

■地域本部事業　早分かりキーワード

◎運営協議会 ― 都道府県教委に設置。校長OBが学識経験者で加わることもある。

◎実行委員会 ― 市区町村教委に設置。校長OBが学識経験者で参画することが多い。

◎地域教育協議会 ― 中学校区を単位に設置され、校長・教職員・PTA・関係者・校長OB・公民館長・自治(町)会関係者等で構成。方針についての企画立案を行う。

◎地域コーディネーター ― 学校とボランティア、ボランティア間の意見・要望の調整・橋渡し役。学校と地域の現状をよく知っているPTA・教職員・校長などの経験者で構成するのがポイント。

◎学校支援ボランティア ― 支援活動に意欲的な地域の人（含む保護者）、教員志望の学生、地元の企業などが、学校の要望に応じた支援活動を企画し実施。

委員：関口　宗男(群馬県)　　河口　正治　　緑川　曜子

Ⅶ　これからの学校の在り方について

教育課題委員会委員長　　田　中　昭　光

はじめに

国は、教育立国を目指し21世紀に生きる心豊かでたくましい日本人の育成を進めている。とりわけ戦後制定された教育基本法を改正し、家庭教育や地域社会の教育力の充実・向上等を取りあげた。さらに、関係法規の改正も行い教育改革を進めている。

本委員会では、学校がその目的・目標を達成するため充実した活動を展開することを期待し、現状の教育課題の研究討議を行い、教育の振興に寄与することを目指し活動してきた。

1　研究討議する教育課題の整理

今年度から高校問題研究委員会と合併し教育課題委員会として活動を始め、幼・小・中・高校の教育課題を研究討議することとした。当面は、新学習指導要領の完全実施に当たり生ずる課題を中心に進める予定である。主な課題は以下の通りである。

⑴　これからの学校教育の在り方
- ①　義務教育、高校教育の目標、目的、役割
- ②　幼小、小中、中高、高大の連携や一貫教育
- ③　特別支援教育の充実と課題

⑵　新学習指導要領の実施と教育活動の改善
- ①　特色ある教育課程の編成
- ②　「生きる力」の育成のための教育活動―指導内容・方法の改善と充実、教科書や教材の充実、言語活動、理数教育、外国語教育、道徳教育、文化・伝統の教育、体験活動、キャリア教育、部活動、生徒指導等

⑶　学校経営
- ①　校長のリーダーシップと教職員の意識改革―経営方針の共通理解、職務管理等
- ②　学校の組織運営体制の確立―役割と連携・協働
- ③　教職員の職務の整理―子どもと向き合う時間の確保
- ④　教師の資質向上―研修制度、校内・個人研修の充実、教員免許制度等
- ⑤　学校評価の課題と活用
- ⑥　家庭、地域との連携―開かれた学校づくり・啓発活動、学校支援活動等

⑷　学校と教育行政
- ①　教育委員会の役割と課題―教育行政の基本方針、教育予算、教員定数の改善、施設設備の充実、公教育活動への支援等
- ②　学校評価と学校支援
- ③　学校地域支援活動の充実
- ④　教育振興基本計画の具体的活動の推進
- ⑤　その他―「学校理事会」、「コミュニティースクール」

以上のことを踏まえ、今年度これまでに研究討議した課題は、教育基本法に基づき策定された「教育振興基本計画」の理解と「学校と教育行政の関わり」についてである。

2 「教育振興基本計画」のアクションプラン

「教育振興基本計画アクションプラン」は、平成18年に改正された教育基本法で示された教育改革を進めていくために、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。2　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない」（教育基本法第17条）に基づき、平成20年７月に閣議決定された。

知識基盤社会の発展や国内外における競争の激化の中で、教育の発展なくして我が国の持続的発展はなく、社会全体で「教育立国」の実現に取り組むことが必要である。今後10年間の目指す教育の姿は、

① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる

② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

である。

本委員会では、平成21年度教育振興基本計画のアクションプランの４つの基本的方向のうち以下の２点を中心に研究討議した。その研究を踏まえ、文部科学省 金森越哉初等中等教育局長との懇談会（平成21年８月20日）に臨み、意見交換し理解を深め、全連退として教育振興に努める指針を得ることができた。

⑴ **金森局長の講演**（当日の資料より抜粋、詳細は全連退広報第174号参照）

① 社会全体で教育の向上に取り組む（基本的方向１）

❶ 地域ぐるみの子育て支援や教育支援の仕組みづくりを広く全国各地でスタートするなど、社会全体で教育の取り組みを推進します。

❷ キャリア教育や多様なニーズに応じた職業教育の機会を充実します。

② 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基礎を育てる（基本的方向２）

❸ 責任ある社会の一員として、自立して生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育成します。

・小・中学校等の新学習指導要領の一部を先行実施する。円滑な実施に向け教育条件の整備等に取り組む。
・知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力などの「確かな学力」を育成します。
・子どもたちに豊かな情操や規範意識、公共の精神などを育みます。
・体験活動・読書活動等を推進し子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。
・いじめ等の問題行動に対応します。
・心身ともに健やかな子どもを育成し、子どもの体力向上を図ります。

❹ 教員の資質の向上を図るとともに、教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりをすすめます。

・教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくります。
・メリハリのある教員給与体系を推進します。
・教員の資質を向上させます。

❺ 学校の組織運営体制の確立に向けた学校や教育委員会における積極的な取組を促します。

❻ 幼児教育や特別支援教育、外国人児童生徒教育の充実を図ります。
・生涯にわたる人格形成の基盤を培う幼児教育を充実させます。
・一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実させます。
・帰国・外国人児童生徒の受入促進に取り組みます。

⑵ 全連退からの質疑事項の一部

① 策定された教育振興基本計画に基づき、地方公共団体が地方の実状に応じ振興計画を立て実践することが求められている。進捗状況や今後の見通しは如何か。

② 施策の実践には国の教育投資・条件整備が不可欠である。教育先進国と比して我が国の教育投資が最低であるとも言われている。財政の数値目標が示されてないがどのように解決するのか。

③ 喫緊の課題として、教員定数や勤務条件の改善等人的な条件整備が必要である。第８次の教職員定数改善計画の実施を期待する。

④ 教員の資質向上を図るため教員免許更新制が導入されたが、講習内容や成果、経費の個人負担等の課題がある。今後の実施状況を踏まえ改善が必要である。

⑤ 教員の資質向上には実践を踏まえた研修が重要である。研修（校内、外部、個人）について全連退で調査した結果、研修経費が少なくて充実した研修ができない状況にあることが判明した。行政からのソフト面の支援を要望する。

（今後政局の変動から政府の見解に変化が予測されるが、教育振興基本計画の進捗に期待する。特に全連退の活動としては、地方公共団体における教育振興計画策定や実践に対し、各地区や支部において積極的な活動を展開することが重要である。）

3 学校と教育行政の関わり

教育基本法が改正されその理念の実現のため、学校教育法及び学習指導要領が改訂され学校教育の改革が進められている。各学校の教育活動の充実と着実な実践と成果が求められることは当然であるが、学校教育を管理・運営する教育行政が果たすべき役割の充実も求められる。

国は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正（平成20年４月１日施行）し、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実等を図り、新たな教育の振興を目指している。

⑴ 教育行政および諸外国の制度

国により制定された公教育制度の国または地方公共団体による運営を教育行政という。その基本的課題は、①教育の中立性の問題（国家の性格・意思・権限と個人の思想・信条の自由との関係） ②教育政策の問題（法令として示される国家の教育に関する意思の決定・執行） ③中央行政機関・地方教育行政間の組織・構成、相互の責任・権限の問題などである。このような課題をもつ教育行政では、国家の教育意思の具体的表現である教育政策、実施方法としての教育制度・教育行政制度に、国民の意思と教育の論理がどのように、どの程度取りあげられているか、言い換えれば、教育制度・行政の民主性と専門性が問題となる。以下、この視点で他国の教育行政制度をみる。

① アメリカ――教育に関する権限は各州に委ねられ、州や市などの教育委員会が教育行政機関である。教育の地方分権、教権在民、教権独立、専門職員による専門的指導助言を中心とする運営を理念として、教育方針決定に住民の意思を反映する仕組みと、教育専門家である教育長・指導主事を中心とする運営体制を作りあげている。教育行政の民主性、専門性が保たれている。

② イギリス――国は学校の教育課程を直接規制せず、教育内容について法律で規定されているのは宗教教育だけである。教育課程の決定や教科用図書の採択は校長や教員の手に委ねられている。教育の専門性と学校の自主性が尊重される教育行政方法である。

1985年にサッチャー政権が行った教育改革（親の学校選択の自由・消費者主義・競争原理の導入・教育科学大臣の権限強化・教育課程の国家基準策定など）によりそれまでの各地方・地区の独自の方針による多様性という伝統に大幅な修正が行われた。

③ フランス――教育行政制度は中央集権を特色としている。教育内容についても国の規制が細部まで及んでいる。教育行政単位は大学区・県からなっており、大学区長は管内の初等教育から高等教育までの最高の統一者で、大学教授から選任されて文部大臣の職務を代行する。県には大学区視学官がおかれ、文部大臣・大学区長の職務を代行し、数人の初等視学官によって補佐されている。これらの教育行政担当官はいずれも教育者か教育専門家であり、教育行政機構（文部省、大学区、県）に教員を中心とする教育専門家によって構成された諮問機関が設置されている。教育行政が高い専門性をもって運営されていることに特徴がある。

④ ドイツ――教育行政の内的事項は国が握り、監督・指導を教育専門職員である視学官が行っていたが、最近では、視学官の任務の重点が国家的要求水準達成のための監督と統制から、教員に対する協調と助言に変わり、地方公共団体・保護者・教員・一般人の参加による学校委員会設置への動きがみられる。

日本の教育行政制度は、当初フランスの制度を参考に制定されたが、戦後はアメリカの制度の理念が色濃く反映され今日に至っている。

⑵ 我が国の教育行政制度

中央教育行政機関は文部科学省、地方教育行政機関は教育委員会である。中央及び地方は教育が円滑に運営できるよう、それぞれの役割を分担している。

例えば義務教育については以下のとおりである。

国は、①学校教育制度の制定、地方教育行政制度の制定、教科書検定、教職員免許制度の設定など、学校教育制度に関する基本的枠組みを制定する　②義務教育学校の設置基準の制定、学習指導要領等の教育課程の基準の制定、学級編成と教職員定数の標準の制定など、全国的な基準を設定する　③市町村立小中学校等の教職員の給与費と校舎の建設等に要する経費の国庫負担、教科書の無償配布など、地方公共団体における教育条件整備に対する財政的支援を行う　④教育内容や学校運営に関する指導・助言を行う。

都道府県は、①市町村立小中学校の教職員の任命など広域的な処置を必要とする教育事務を実施する　②市町村立小中学校等の教職員の給与費の負担など市町村における教育条件整備に対する財政的支援を行う　③教育内容や学校運営に関する指導・助言・援助を行う。

市町村は、市町村立小中学校等の設置及び管理を行う。

⑶ 教育委員会の設置と基本理念及び役割

教育委員会は、地方における教育・学術・文化に関する事務を管理、執行する合議制の執行機関として位置づけられ、①地方自治の尊重　②教育行政における政治的中立　③指導行政の重視　④教育行政と一般行政との調和　⑤国、都道府県及び市町村における教育行政の一体性の確保等の観点から設置された。

改正された地教行法は「第１条（基本理念）地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」と規定している。

学校教育に関わる具体的な事項（職務権限）は

①学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止　②教育財産の管理　③学校その他の教育機関の職員の任命その他の人事　④就学、入学、転学及び退学　⑤学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導　⑥教科書その他の教材の扱い　⑦校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備　⑧教育関係職員の研修　⑨学校保健、安全、福利厚生　⑩教育機関の環境衛生　⑪学校給食　⑫社会教育　⑬体育　⑭文化財の保護　⑮ユネスコ活動　⑯教育に関する法人　⑰調査・統計　⑱広報　⑲その他地方公共団体の区域内における教育・学術・文化に関する事務である。

これらを教育委員会が管理執行することになっているが、学校や社会の現状からは早急に改善されなければならない課題が山積している。

⑷　教育委員会制度の現状と問題点

①　教育委員会の組織

各都道府県及び市区町村の教育委員会の制度・組織は地方教育行政の組織運営に関する規定により設置されている。教育委員の構成人数や事務局の組織には多少の相異があるが共通する概要は以下の通りである。

（資料は教育再生懇談会第三次報告より抜粋）

教育委員会の組織のイメージ

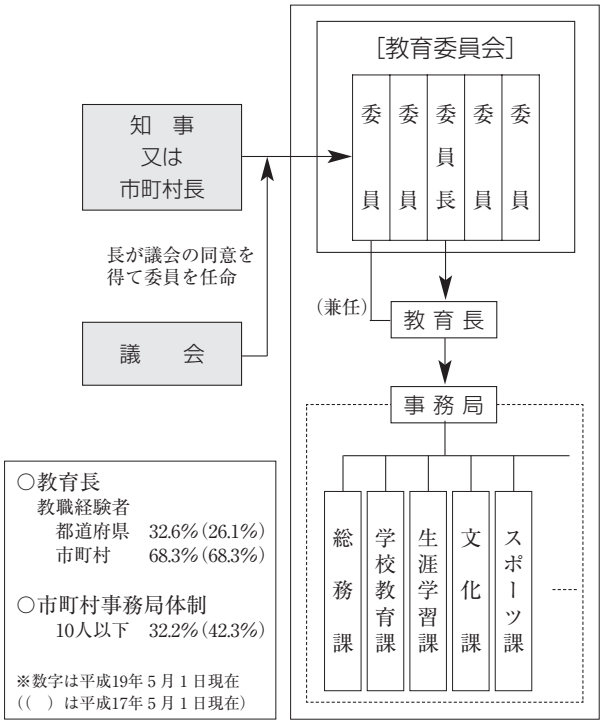

○教育長
　教職経験者
　　都道府県　32.6%（26.1%）
　　市町村　　68.3%（68.3%）

○市町村事務局体制
　　10人以下　32.2%（42.3%）

※数字は平成19年５月１日現在
（（　）は平成17年５月１日現在）

1．教育委員会制度の仕組み

○教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。

○教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。

○教育委員は、非常勤で、原則５人（都道府県、市区教委は、６人以上、町村教委は、３人以上とすること可）。任期は４年で、再任可。（地教行法改正（H20.４.１施行）により、保護者の選任が義務化されている）

○教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命。

2．教育委員会制度の意義

①　政治的中立性の確保

教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

②　継続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

③　地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

② 教育再生懇談会の提言（第３次報告より）

明日の日本を担う若者を育てるためには、学校のみならず、家庭、地域、行政が一体となって、不断に教育の改革に取り組んでいく必要がある。このため、21世紀にふさわしい教育の在り方について議論し提言することを目指し教育再生懇談会（平成20年２月26日、閣議決定、座長　慶応大　安西塾長）が設置された。この懇談会より公表された第３次報告（平成21年２月９日）で、教育委員会の在り方について提言されている。

趣旨は、教育委員会の設置理念に照らし現行では、期待される役割を果たせず、形骸化し、信頼を失う事例も生じていることを受け、教育委員会制度の問題点を明らかにし、それを克服するための方策について以下の提言をしている。

❶ 教育委員会制度の問題点（要点）

○　教育行政に関する責任の所在が不明確である。

・教育委員会の合議制が前例踏襲主義になりがちである
・首長の責任、教育長の位置づけやその責任主体が曖昧
・リーダーシップの欠如、変化への迅速な対応が困難

○　合議制の教育委員会は、本来、地域の教育行政の最高の意志決定機関であるが、教育長・事務局からの議案の追認機関と化し、制度の建前と現実との乖離がある。

❷ 早急に取り組むべき方策

（ア）　教育委員は、地域の要望の把握、教育長・事務局の行政執行の評価など、求められる役割を明確にし、職責を果たす。

○　教育委員の果たす役割

①　教育振興基本計画の策定など地域の重点的な教育施策の方向付けに重点を置いた活動

②　教育長・事務局の行った行政執行に対する評価、その首長、議会、住民への発信、それを踏まえた施策の改善の議論に重点を置いた活動

③　保護者、住民と対話する機会を積極的に設け、地域の要望に耳を傾け、教育長・事務局の行政執行に反映させる活動

④　教員人事、教育内容、教科書採択など学校の管理運営に関する重要事項の審議に重点を置いた活動など

○　地方公共団体は、教育委員が主体的に職務を遂行できるよう体制をつくる

（イ）　住民から信頼される教育行政推進のため、教育長・事務局職員への人材の確保、教員人事プロセスの透明化を進める（内容略）

（ウ）　教員人事はじめ地域の教育行政は、地域の責任で行えるよう、市区町村教育委員会の権限、裁量を拡大する

○　義務教育について、国は機会均等、無償制などの財源確保も含めた根幹保証を、実施の主体は市区町村教育委員会であることを明確にする。県費負担教職員の人事、給与負担、小、中学校の学級編成は市区町村教育委員会が行う。

（エ）　首長は、地方公共団体の代表であり、教育行政も首長と連携し、その積極的な関与のもとに推進する（内容略）

（オ）　教育委員会は、福祉、若者支援、私立学校など様々な行政部門との連携を強化し、広い視野から地域の教育問題に対応する

○　教育委員会は、公立学校だけを対象とした枠から脱皮し、保育、子育てなどの福祉、地域振興、生涯学習など総合行政との連携を強化し、縦割りを排した広い視野から地域の教育問題に対応する。

○　私立学校や民間など幅広い教育関係者との関係を強化する。

以上が教育再生懇談会より提言された教育委員会の在り方についての改善すべき課題である。いずれも重要な課題で早急に改善されることが望ましいと理解できるが、政局の変動により懇談会を設置した内閣が替わったため、今後の動向は明らかではない。

⑸　課　　題

教育行政の在り方が学校教育に及ぼす影響の大きいことに鑑みて、教育課題委員会（全連退）において議論した要点や意見をまとめた。

①　教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置されている。学校との関わりは、都道府県の委員会が高等学校・特別支援学校、市町村の委員会が幼・小・中学校を担当、委員会組織は常勤の教育長と非常勤の委員で構成され、教育長・事務局が実務を執行する。現状では、相互の役割や責任が明確でなく、教育長や事務局に対し果たすべき役割を十分果たしていない。構成する委員が非常勤または兼業であり、教育に関する専門的な知識が不十分の傾向もあるため、多岐にわたる教育課題に対応できていない。教育委員会の存在そのものを否定する意見まであることから、委員会の在り方について十分検討することが重要である。

しかし、現状の委員会の権限を強化することにより、教育の基本的理念に反する上意下達の委員会になってはならない。

②　今、教育委員会に求められている重要な役割は、各学校で取り組み始めた教育改革を円滑に進めるために人的・物的面からの教育条件の整備を進めるよう首長や事務局に働きかけ、実現することである。教育委員会が自ら果たすべき役割を認識し責任を果たし、信頼を回復する努力が重要である。

③　改正された教育基本法第10条（家庭教育）、第11条（幼児期の教育）、第12条（社会教育）、第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）、第16条（教育行政）、第17条（教育振興基本計画）等で規定された事項の計画・実践は教育委員会に委ねられた重要な課題である。

特に、学校教育との関わりでは、学校教育の果たすべき役割と保護者や地域が果たすべき役割を明確にし、現状の学校教育ではできない分野について教育委員会が中核となって計画・実践することが必要である。さらに、家庭教育や地域ぐるみの子育て支援を推進する体制づくりに努める。その結果、学校は新たな教育理念に基づいた教育実践に専念し、目標の達成に向け機能することが期待できる。

④　幼児・児童・生徒の望ましい育成のために、教員が子ども一人一人に向き合うことの重要性が提言されて久しい。しかし、現実の教員の勤務状況の調査結果等から、本来の教育活動以外に労力や時間を割かれることが多く、子どもに向き合う時間や研修（校内、校外、個人）時間が十分にとれず、指導力の向上や子どもや保護者の期待や信頼に十分応えられないなど、改善されなければならない勤務の実態がある。

学校長の管理・経営能力では解決できないこれらの事柄について、教育委員会は果たすべき役割を認識し解決すべきである。

⑤　学校長の管理運営について教育委員会からの学校長に対する調査、教員の勤務や報告等、改善すべき事項が多々ある。少なくとも、学校長の管理運営に理解を示し権限などを尊重し、特色ある学校経営が推進できるようにすべきである。

そのためには、学校長との連携、情報交換を密にし、その意見を尊重し実状に即した支援活動を実施することが不可欠である。

⑥　全国的に学校評価が実施され6年経過しているが、その目的「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」に照らすと様々な課題がある。特に、評価結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等必要な措置を講ずべき教育委員会の役割が十分発揮されていない。

現状では、自己評価や関係者評価を行うための事務負担のみが学校に課せられ本来の教育活動に負の影響をもたらしている。評価のための評価にならないよう教育委員会の果たすべき役割を検討改善すべきである。教育委員会は各学校からの教育改善のための声を聞き取り、そのための支援を行うことを第一の役割と認識すべきである。

⑹　終わりに

学校は、校長の確かな教育方針の下に、自主的・自律的な学校経営の充実に努める。これからの学校においては、教育基本法等を踏まえた新学習指導要領に基づき、校長の教育理念や経営方針の下、子どもや地域の状況に応じて特色ある教育課程を編成・実施するなど、自主的・自律的な学校経営を行い、地域に開かれた学校づくりを実現することが重要である。

その際、子どもの学習状況や教育課程の実施状況等を自己点検・自己評価し、教育計画や指導方法、学校運営等について絶えず見直し改善を図ることが各学校の責務であるが、学校評議員制度等を活用して学校評価の客観性や信頼性を高め、その結果を学校の実状に即し保護者や地域住民に説明することが必要である。

教育委員会は、学校の自主性・自律性の確立を支援する施策の充実に努める。

学校と教育委員会との関係を定めている学校管理運営規則は、学校の組織編成や教育課程、教材の取り扱い等、学校の管理運営に関する基本的な事項を定めているが、許可・承認・届け出・報告等について詳細に教育委員会の関与を規定したり、教員の研修等についての財政的、時間的等への配慮がされていない例もある。これら学校の自主性・主体性を制約している例が少なくないので、これからは校長を信頼し学校の裁量を拡大していくことが必要である。

また、学校の教育理念や教育方針に基づいて特色ある教育活動を展開することができるよう人事異動の方法や手続きなどについて工夫し，校長の意見具申ができるかぎり取り入れられるようにすることも重要である。

学校の教育課程の編成・実施に関わる専門的な事項についての指導助言については、学校の要望意見に応えることのできる力量のある指導主事の任用が望まれるが、その構成・採用等についても計画的な施策が必要である。

さらに、教育委員会は、「社会全体で教育の向上に取り組む」ために、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」の設置、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度、地域ぐるみの子育てを目指した家庭教育支援事業などを、各学校の実状を踏まえ、校長と十分な連携・協力の下に推進することが大切である。

委員：内田　敦夫（神奈川県）　梅村　　勝　　小野満　禎子　　清水　廣泰
　　武田　公夫　　橋本　誠司

Ⅷ　事業委員会の活動について

事業委員会委員長　　木　山　髙　美

1　出 版 事 業

⑴　『生きる力を育てる教育の肝所（コツ）』の出版と頒布

平成21年３月末日に、明治図書より出版した本書は、全連退としては４冊目の出版物である。顕彰する先生方の実践を誠実かつ具体的に捉えて論述された執筆会員の熱意ある内容が、会員・教育関係者・マスコミ等から高く評価され、多くの方々から「困難な教育の時代の応援歌となる」と賞讃を得た。

21年度は、本書の頒布に当たったが、各県退職校長会のご尽力もいただき、順調な頒布が進み、本書出版の目的を達することができた。ご協力に感謝申し上げたい。

⑵　次期出版物の企画　―『学校教育の課題に応えるQ&A』（仮題）―

全連退５冊目の出版物は、平成23年度末を目途に、標記のような題名の教育問答集を企画している。教員・学校管理職の悩みに応え、教育の信頼を取り戻すために、教員のやる気を起こすアイデアを満載した『Q&A』を編集したい。

21年度は、次期出版物の刊行の意義や、出版経費等の検討を深め、本書の全体構想をまとめたところである。今後、各県会長や事務局長のご理解とご協力をいただきながら、具体的な編集・出版活動を進めていくが、とりあえず、「具体的なQ」の文章化を図り、一覧作成に取り組んでいる。

現在の「編集・出版の進行計画」は、平成22年６月頃、「具体的なQ」に対する「A」の執筆者を、各県１名ずつ、県会長にご推薦いただき、次に執筆者と連携をとり、平成23年１月頃までに３頁の「Q&A」（１頁の文字数900字程度）の執筆をいただく、という構想である。各県会長の皆様のご協力をお願い申し上げたい。

2　研修事業の在り方

⑴　昨年度末、各県にお願いして研修事業の実施状況調査を行った（集計報告は全連退情報74号）。その集計結果を分析してみると、概ね下記のようであった。

①　各県が組織の教育貢献として「学校教育支援」を行っているところが多い。

ア　児童生徒に直接働きかける支援（学習、部活動、野外活動、昔の遊び、交通安全等）

イ　教育条件・教育環境を整える支援（教材作り、学校園、指導計画への協力等）

ウ　教員個々の指導力向上への支援（個々の指導・相談、講師派遣、資料集の発行等）

エ　学校経営への支援（現職管理職との定期的協議、課題への支援等）

オ　学校支援体制を高める人材育成（学校支援者対象の研修会、人材バンク作り等）

カ　教育への関心を高める側面的支援（教育の日などでの表彰、行政への働きかけ等）

②　全連退に対する要望では、学校支援に対する全国的な情報の提供と、研修会等への「講師派遣」や「費用援助」等が多かった。（全連退としての財政支援は困難）全連退とテーマを決めて研修事業を共催するとか、全連退との共同研修会の実施については積極性が見られなかった。

③　研修事業は、原則「会員」対象という考え方が根底にある県が多い。

⑵　本年度は、全連退への「後援」要請のあった２都県に対して、後援名義で対応した。
栃木県「いきいき生涯学習研究協議会」　東京都「教師の授業力アップ研修会」

委員：黒須　健児（栃木県）　　織井　道雄　　鈴木　博子　　西倉　　正

事　務　局

事務局長　**徳　永　裕　人**

平成21年度も本会の目的達成のための諸活動や各部、各委員会の事業が滞りなく進展するために、事務局の役割が果たせるように努めてきました。その折々にいただいた会員の皆様からのご支援やご協力に感謝いたします。

本年度、特記することの一つは、本報告書の「会計部の活動」の中でふれられている会計部長を座長とする「財務状況健全化検討会議」が設置されたことです。きびしい財政の中で一般会計の収支の在り方等の見直しを始めました。

事務局としても、健全財政を維持するためいっそうの経費節減に努めました。

平成22年10月には、隔年開催の事務局長会が予定されております。全連退構成52団体の各事務局との更なる連携・協力の実を挙げる機会にする所存です。

平成21年度を締めくくるに当たって、ご支援・ご協力をいただいた各都道府県退職校長会の役員、事務局の皆様に心よりお礼申し上げます。

事務局次長：中原　慎三　　事務局員：佐々木多美子

編集後記

全国連合退職校長会は各都道府県退職校長会など52団体をもって組織する連合機関であり、昭和40年６月の設立以来、45年の歳月を経ています。

本会が実施している事業のなかで、直接全会員とつながるものは、この『年間活動・研究報告』と年４回配付する『会報』が中心であり、会員相互の研修や親睦、福祉の拡充のために全力を尽くして作成しております。

教育を取り巻く情勢は、かってないほど厳しい課題が山積し、学校への過大な期待と要求の渦中で揺れ動いているのが実態といえます。私たち退職校長会の会員は、かって体験した教育経営への思いを胸に、渦の外で、その動静を見守りながら、できる限りの協力を行っております。

そうした会員一人一人の願いを受け止め、本会では、全国幼・小・中・高・特別支援校園長会をはじめ、教育関係諸機関・団体と提携して、中正・健全な教育世論を喚起し、教育の充実発展を図るために努力を重ねております。

本報告書は、そうした活動を展開するための基礎資料であり、年間活動の経過がまとめられたものといえます。作成に従事された５部３委員会の部員・委員の方々の熱心な協議やご後援いただいた大勢の方々の熱き思いが込められたものであります。

ご一読いただければ幸いです。

編集委員（50音順）

入子　柘三	大野　幸男	岡野　仁司	木山　髙美	白石　裕一
田中　昭光	徳永　裕人	戸張　敦雄	野口　玲子	前田　　徹
村山　忠幸				

平成21年度　年間活動・研究報告

発　　行　　平成22年3月31日
発 行 所　　東京都品川区東五反田５−21−13−308
〒141−0022　全国連合退職校長会
電話・FAX　03（3441）８７６８
ホームページアドレス
http://www.zenrentai.org/
代 表 者　　廣　瀬　　久
印　　刷　　株式会社　信　　行　　社
電　　話　　03（3833）３６２１